

生物多様性あつぎ戦略

改定版

(案)

厚木市

目 次

序章 生物多様性ってなに？	1
第1節 生物多様性を知ってみよう	1
第2節 あつぎの生物多様性を感じてみよう	8
①あつぎこどもの森公園	9
②七沢地区の里地里山	11
③相模川流域の河川	12
第1章 戦略の基本的事項	13
第1節 戦略策定の背景	13
第2節 戦略の概要	15
第2章 生物多様性の現状と課題	16
第1節 厚木市の概況	16
第2節 生態系	18
第3節 動植物	23
第4節 生物多様性の保全に向けた新たな視点	27
第5節 人との関わり	29
第3章 戦略の目標	32
第1節 2050年の目指すべき将来像と2030年目標	32
第2節 基本戦略・状態目標・行動戦略	33
第3節 進捗管理指標	34
第4章 行動計画	35
行動戦略1 山地の保全・再生	36
行動戦略2 里地里山の保全・再生	37
行動戦略3 農地の保全・活用	38
行動戦略4 水辺の自然再生	39
行動戦略5 市街地の自然再生	40
行動戦略6 生物の保全・管理	41
行動戦略7 重要な生息生育場所の確保と広がり	42
行動戦略8 生物多様性のために取り組む人づくり	43
行動戦略9 自然を活用した解決策（NbS）の推進	44
第5章 推進体制と進行管理	45
第1節 推進体制	45
第2節 進行管理	47
資料編	48
資料1 戦略の策定経過・委員名簿	48
資料2 意識調査結果	49
資料3 用語解説	56

序章 生物多様性ってなに？

第1節 生物多様性を知ってみよう

1-1 生物多様性とは？

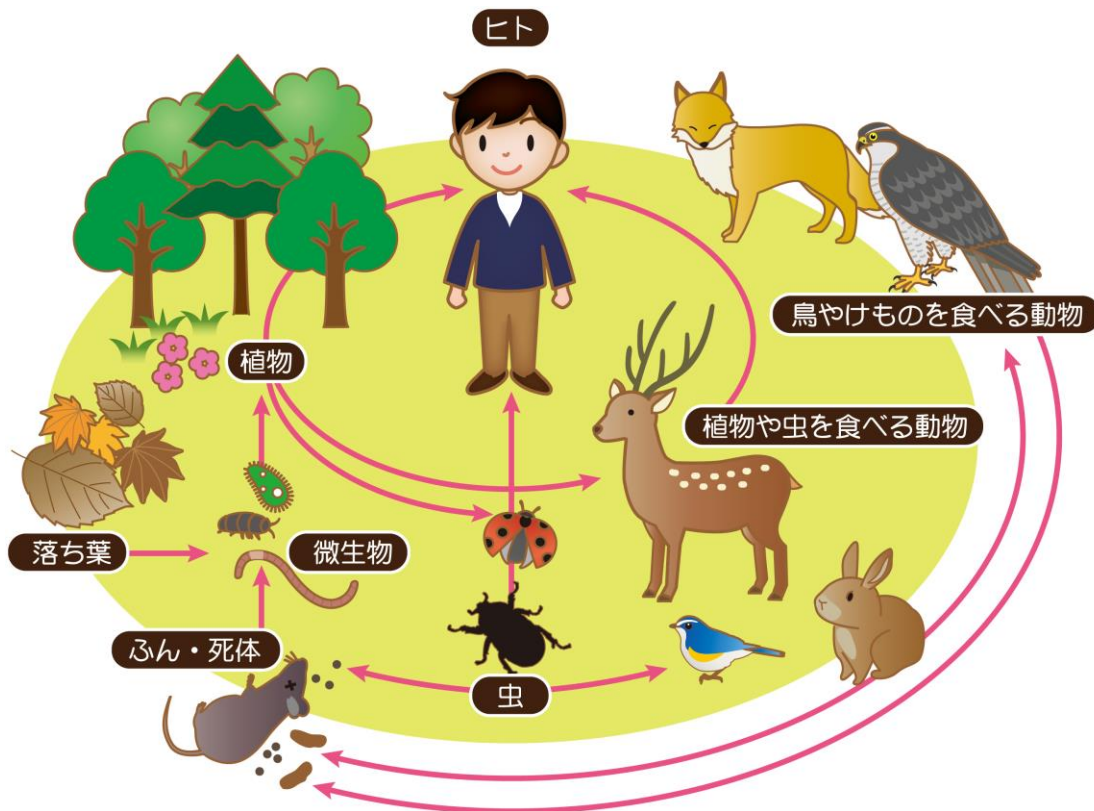
■生きものの豊かな個性とつながり

地球上には、現在確認されているだけで約175万種の生物がすんでおり、まだ発見されていないものも含めると、3,000万種にもなるといわれています。これらの多くの生物が豊かな個性を持ち、さまざまなつながりを持つことを「生物多様性」といいます。

■食物連鎖と生態系

生きものが、食べたり食べられたりする関係を「食物連鎖」といい、生きものが「食物連鎖」によってつながっているしくみを「生態系」といいます。

生態系のなかでは、植物を虫が食べ、その植物や虫を鳥などの動物が食べ、さらに鳥やけものを食べるキツネやタカなどの動物がいます。また、落ち葉や動物のふん・死体は、微生物によって分解されて土や水などにもどります。



食物連鎖

1-2 生物多様性の種類

生物多様性は「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」という3種類の多様性から成り立っています。

■生態系の多様性

地球上には森林、里地里山、河川、湖沼、海などさまざまなタイプの生態系があります。

本市の生態系には、大山から東丹沢山などに広がる森林、荻野や飯山の田んぼや林などの里地里山、相模川や中津川などの河川、池沼などがあります。



森林



田んぼ



河川



池沼

■種の多様性

地球上には動物や植物、細菌や微生物まで、さまざまな生きものがくらしています。

「厚木市生物目録」によると、本市では約5,700種の動物と、約1,700種の植物が確認されています。



タヌキ



カルガモ



アマガエル



ホトケドジョウ



ノコギリクワガタ



カタクリ



クヌギ

■遺伝子の多様性

同じ種類の動物や植物でも、山や川などによって分断され、地域ごとに異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、暮らし方などさまざまな違いが出てきます。

本市にも生息しているゲンジボタルは、遺伝子の違いにより光る間隔が地域によって異なっているといわれています。



ゲンジボタル

1-3 なぜ大切な？（生物多様性の恵み）

私たちは、多くの生きものが結びつき関わりあうことで生まれる「生物多様性の恵み」を受け取って、くらしています。このような「生物多様性の恵み」は次の4つの生態系サービスに分けられ、私たちが生きていくために欠かせないものとなっています。

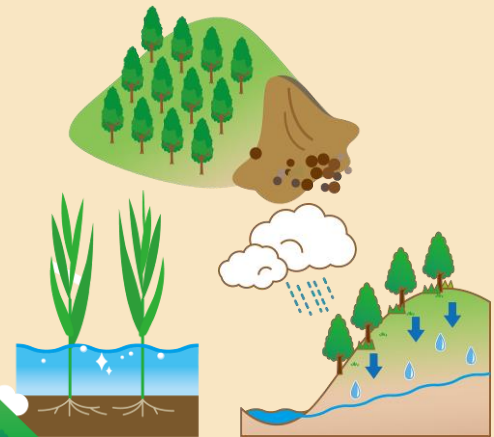
【供給サービス】

人間の生活に重要な食料、燃料、木材、繊維、医薬品、水などを供給するサービスです。



【調整サービス】

森林によって水が土の中にためられ、土砂崩れや洪水が起こりにくくなったり、水辺の植物が水をきれいにするといった、環境を調整するサービスです。



【文化的サービス】

自然と共生して育まれた知恵と伝統など、地域固有の豊かな文化を生み出すサービスです。自然とのふれあいも含まれます。



【基盤サービス】

植物が二酸化炭素を吸収して酸素をつくったり、昆虫が花粉を運んだり、微生物が枯葉や動物のふんなどを土にもどしたりするサービスです。

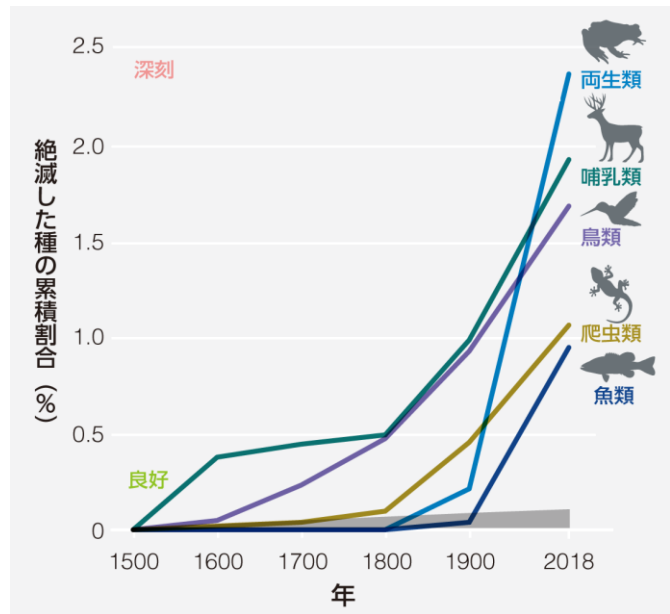


1-4 今の生物多様性はどういう状態？

■ 6回目の大量絶滅？

地球ではこれまで5回の大量絶滅が起きたとされており、5回目の絶滅は、約6,500万年前に起こった恐竜の大絶滅でした。

今、私たちが生きている時代では、これに続く「6回目の大量絶滅」が起きているといわれています。国際機関の研究によると、動物・植物の種のうち、約25%が絶滅のおそれがあり、人間活動の影響により、地球上の種の絶滅は過去50年間で急速に進んでいると報告されています。今後、適切な対策をしなければ、種の絶滅は加速するおそれがあります。



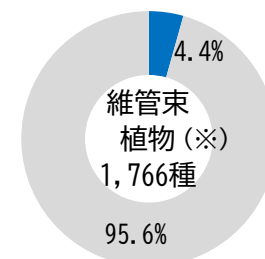
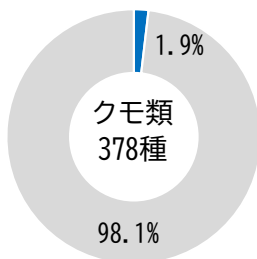
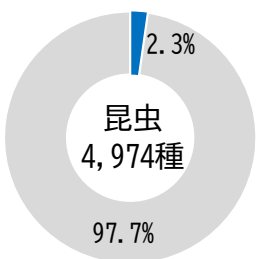
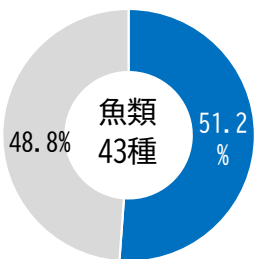
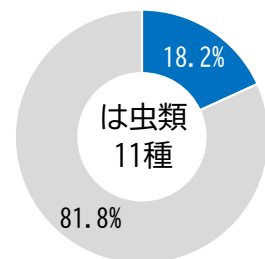
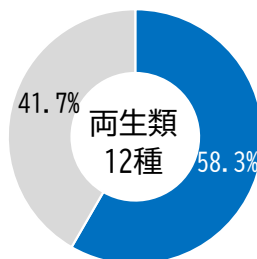
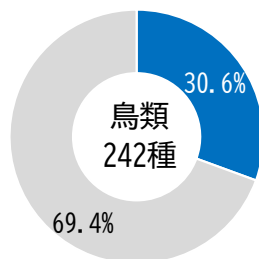
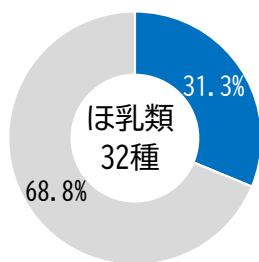
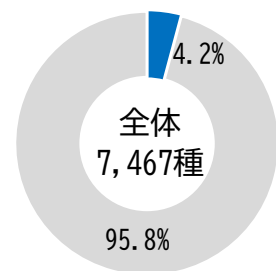
1500年以降の絶滅

【資料：IPBESの地球規模評価報告書政策決定者向け要約より環境省作成】

■ 厚木市内の生きものにも迫る絶滅の危機

本市には現在、動物5,701種、植物1,766種が生息・生育していることがわかっています。このうち、「厚木市データブック」に掲載されている絶滅のおそれのある生物種（レッドデータ生物種）は動物234種、植物77種の合計311種です。

市内で確認された生きもののうち、絶滅のおそれのある種の割合は4.2%ですが、特に両生類（58.3%）、魚類（51.2%）などは比率が高く、絶滅の危機が迫っている種が多いことがわかります。



■ 絶滅のおそれのある種の割合
■ その他の種の割合

(※)根から茎や葉っぱまで通っている管のある植物

【資料：厚木市レッドデータブック】

1-5 生物多様性が失われるとどうなるの？

生物多様性が失われると、「生物多様性の恵み」である食料や医薬品が失われたり、土砂くずれや洪水などの自然災害が起きるなど、私たちの暮らしにも大きな影響が出てまいります。

食料や衣服、燃料などがなくなる

私たちの生活に必要な食料や衣服、燃料などは、ほとんどが生物多様性の恵みです。これらがなくなってしまうと人間は生きていけなくなります。



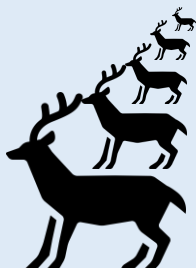
植物の花や実が育たなくなる

昆虫や鳥などに花粉や種子などを運んでもらっている植物は、これらの動物がいなくなってしまうと、花や実が育たなくなってしまうます。



生態系のバランスが崩れる

ある生きものが絶滅することで、生態系のバランスが崩れることがあります。シカの数が増えすぎたのも、天敵だったオオカミの絶滅が大きな原因です。



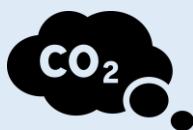
自然災害が多発する

降った雨は森林や田んぼに一時的に蓄えられ、土砂崩れや洪水を防いでいます。森林や田んぼがなくなると、自然災害は今よりも多発することが心配されます。



地球温暖化がさらに進む

樹木や海草などは、人間が自然界に排出した二酸化炭素を吸収しています。これらの樹木や海草が失われると、地球温暖化がさらに進んでしまうおそれがあります。



医薬品の開発ができなくなる

生物由来の原料を使用している医薬品が数多く存在します。医薬品の原料となる生物が絶滅してしまうと、人類にとっては大きな損失となります。



技術開発のヒントがなくなる

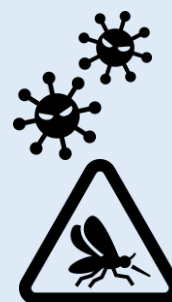
生物の持つ形や機能からヒントを得て商品を開発することがあります。生物多様性が失われると、このような技術開発ができなくなってしまうます。



新幹線の車両は、カワセミのくちばしがヒントになって設計されました。

感染症が拡大する

森林減少、野生生物の生息地への人間の居住、都市化などが、感染症の拡大する原因になっているという報告があります。

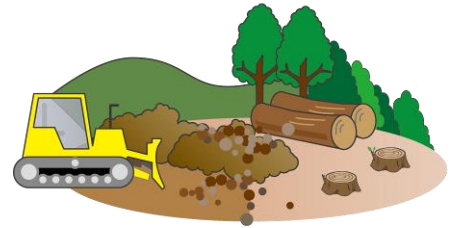


1-6 どうして失われるの？（生物多様性の4つの危機）

私たちの生活を支えている生物多様性は、今、世界規模で4つの大きな危機に直面しています。

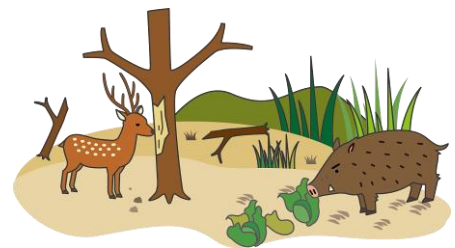
■第1の危機：開発や乱獲による危機

第1の危機は、開発や乱獲（生きものを大量にとること）など、人が引き起こす生物多様性への影響です。開発による土地の変化は、多くの生きものの住みかへの破壊と悪化をもたらし、乱獲や盗掘（他人の土地で生きものを盗むこと）は、生物の個体数の減少につながります。



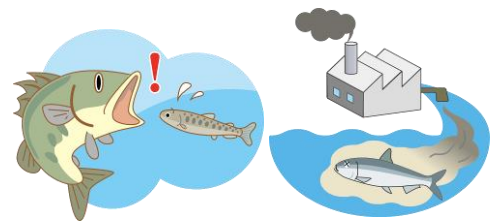
■第2の危機：人間の働きかけの減少による危機

第2の危機は、自然に対する人間の働きかけが縮小することによる生物多様性への影響です。資源利用の変化と、人口減少や高齢化に伴い、里地里山では、自然に対する人間の働きかけが縮小することにより、地域の生態系のバランスがくずれてきています。



■第3の危機：外来生物や化学物質による危機

第3の危機は、外来種や化学物質など、人間により持ち込まれたものによる生物多様性への影響です。人間によって外国や国内の他の地域から導入された生きものが、地域固有の生きものや生態系に大きな影響を及ぼしています。



■第4の危機：気候変動による危機

第4の危機は、地球温暖化などによる生物多様性への影響です。地球温暖化による気温や降水量の変化は、地球環境に変化をもたらす人の生活や社会経済だけでなく、今までいた生きものが住めなくなるなど生物多様性にも深刻な影響を与える可能性があります。



危機の背景にある社会経済の状況



生物多様性の損失を止め、回復に向かわせるためには、生物多様性の4つの危機を引き起こす社会の価値観と行動を変えなければなりません。

経済成長、人口減少、産業構造の変化や経済社会の国際化などの状況とともに、社会経済に生物多様性の考え方が浸透していない現状を変えていく必要があります。

1-7 私たちができることは？

生物多様性を守り育てていくため、私たちができることは何でしょうか。生物多様性が失われないようにするためには、生物多様性の4つの危機の原因を引き起こす私たちの価値観や行動を見直すことが重要です。まずは、生物多様性にふれて、実感し、身近に感じることから始めましょう。

第1の危機

- ☑ 身近な公園や緑地に出かけて、身近な生きものを探してみよう！

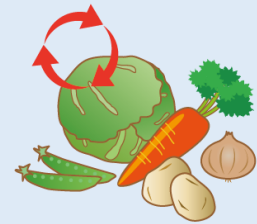


⇒ 生物多様性の豊かさを
実感できます

- ☑ 外来種について知り、駆除活動への参加や活用方法を考えてみよう！



- ☑ 地元でとれたものを食べ、旬のものを味わおう！



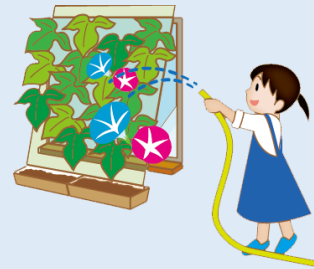
- ☑ 食品ロスが出ないように残さず食べよう！



- ☑ 生ごみで堆肥をつくって、野菜を育てよう



- ☑ 緑のカーテンを育てよう！



- ☑ エコラベルなどがついた環境にやさしい商品を選んで買おう！



- ☑ ごみのポイ捨てをしないで、落ちているごみは拾おう！



- ☑ ペットは最後まで責任をもって飼おう！



- ☑ 自然のものをとりすぎないようにしよう！



- ☑ みんなで生物多様性について話してみよう！



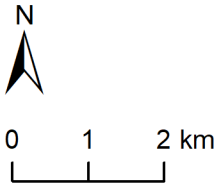
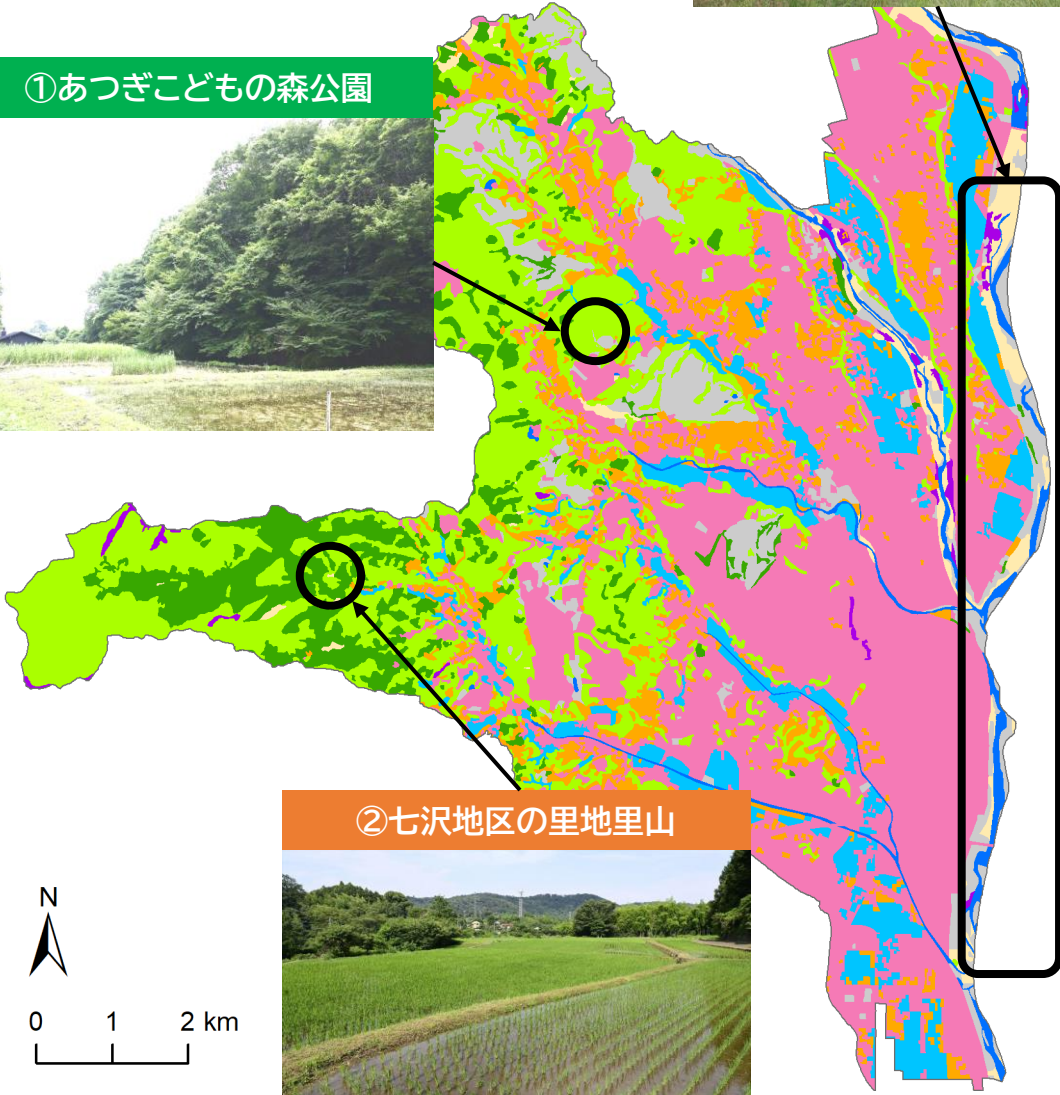
- ☑ 自然や生きものを守り育てる活動に参加してみよう！



第2節 あつぎの生物多様性を感じてみよう

自然とふれあうことを通じて、厚木市の生物多様性について感じ、生物多様性の恵みや生物多様性について学べる場所を紹介します。

- 自然林
- 二次林
- 植林
- 竹林
- 草地
- 畑・果樹園
- 水田
- 河川
- 市街地
- その他



①あつぎこどもの森公園

あつぎこどもの森公園の里山には、**わくわく**がいっぱいあふれています！
日本一長い**空中回廊**では、地上 10mの高さを歩きながら、
鳥やリスになった気分を味わうことができます。




空中回廊



ホトケドジョウ



オカトラノオ



ジャコウアゲハ



トゲアリ



ヤマガラ



キアゲハの幼虫



ムラサキシジミ



トイレ
車イス対応
トイレ
駐車場
公園入口
管理棟
P P
中央入口
40 60 80 100m
萩野運動公園

どんぐりの林

明るい林は多くの生きものの住みか

人間が里山の維持管理を行っている明るい雑木林は、たくさんの生きものの住みかとなっています。



ウラナミアカシジミ



キンラン



明るい雑木林

人間の働きかけが減少？

人間が管理しなくなった雑木林は、暗い常緑樹の林となってしまいます。また、ナラ枯れ被害もみられるようになりました。

ナラ枯れ
(秋に撮影予定)



常緑樹

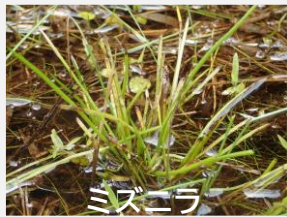


ササが茂る暗い林

水田や湿地の生きもの

湿地の復元により植物が復活！

水田や湿地の環境を復元すると、一度は姿を消してしまった生きものたちが、少しずつ復活してきています。



ミスシラ



ミスオオバコ



再整備された水田や湿地

小川に生息するホトケドジョウ

園内の小川には絶滅危惧種のホトケドジョウが生息し、個体数も年々増加しています。



ホトケドジョウ

トンボの楽園

外来種のアメリカザリガニの侵入がないため、園内ではたくさんの種類のトンボを観察することができます。



ヨツボシトンボ



オオシオカラトンボ

②七沢地区の里地里山

七沢地区の里地里山には、**のどかな時間**が流れています！
市民ボランティアによる里地里山の保全活動を通して、
日本の原風景・食と文化が受け継がれ、環境省により
「生物多様性保全上重要な里地里山」にも選ばれています。



七沢地区の生きもの

生きものを育む棚田

棚田はアカハライモリなどの両生類、ミゾカクシなどの植物、トンボなど昆虫類の大事な住みかとなっています。

ホソミオツネトンボ



ミゾカクシ



アカハライモリ



コオイムシ



消えゆく夏の光

かつて棚田の周りの小川にはゲンジボタルが生息しており、6月頃になると幻想的なホタルの光を楽しむことができました。近年はゲンジボタルの数が減少してきています。

ゲンジボタル



竹林の拡大

人の手が入らなくなった竹林は、森林や農地へと拡大し、多くの生きものにとって生息・生育しにくい環境になってしまいます。

竹林内部



棚田に迫る竹林

③相模川流域の河川

厚木市を流れる相模川は、主に中流部にあたり、丸石河原が特徴的な河川です。

相模川では貴重な生きものも数多く確認されています。

一方で、河川敷におけるオフロードバイク等による踏み荒らし、外来種の繁茂によって、生物多様性の劣化が進んでいます。



相模川中流域の生きもの

相模川の代表的な植物が移り変わる

かつて相模川では、カワラノギク、カワラハハコなど丸石河原を代表する植物の群落が多く分布していました。しかし、近年はオオキンケイギク、オオブタクサ、ムシトリナデシコ、ナガエツルノゲイトウなど外来種が優占する群落が広がり、在来の植物が姿を消しつつあります。



カワラハハコ

外来種



特定外来生物

オオキンケイギク



オオブタクサ



ムシトリナデシコ



特定外来生物

ナガエツルノゲイトウ

世界最悪の侵略的
植物とも
いわれて
います

コアジサシのすみかとなる河川敷

相模大堰直下の人工中洲には、夏になると、絶滅危惧種の渡り鳥コアジサシが飛来してきます。



人工中洲



コアジサシ

踏み荒らし

河川敷では、オフロード車やモトクロスバイクなどによる踏み荒らしによる生きものの生息・生育環境への影響が危惧されています。



市内で見ることができる生きもの

希少種などを中心に
写真と種名を掲載

いつまでも豊かな生きものが見られるよう
みんなで生物多様性に取り組もう

第1章 戦略の基本的事項

第1節 戦略改定の背景

1-1 国内外の動向

急速な生物種の絶滅に対する危機感などから、1992（平成4）年6月にブラジルのリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議（地球サミット）にあわせ、初めて「生物多様性」という概念を採用した「生物多様性条約」が採択されました。

2010（平成22）年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（CBD COP10）では、「生物多様性戦略計画2011-2020」が採択され、2020（令和2）年までに生物多様性の損失を止めるための20の個別目標である「愛知目標」が掲げられました。

その後、2022（令和4）年12月には、生物多様性条約第15回締約国会議（CBD COP15）で愛知目標に次ぐ世界的な目標として「昆明モントリオール生物多様性枠組」が採択されています。

国内では、「生物多様性基本法」が2008（平成20）年6月に施行されるとともに、2012（平成24）年9月には愛知目標の達成に向けた「生物多様性国家戦略2012-2020」が閣議決定されました。

2023（令和5）年3月には「昆明モントリオール生物多様性枠組」に向けた「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定されました。

1-2 厚木市の動向

本市では、2013（平成25）年3月に「生物多様性あつぎ戦略」を策定後、その取組を進めています。同年12月には様々な生物のゆりかごとなる里地里山の保全を図るため「厚木市里地里山保全等促進条例」を制定しました。また、2016（平成28）年3月には市内の生物多様性の重要拠点となる「あつぎこどもの森公園」が開園しています。

その後、2021（令和3）年3月には、市内の希少な動物（ほ乳類・鳥類・両生類・は虫類・魚類・甲殻類・昆虫・クモ類）、植物（維管束植物）をまとめた「厚木市レッドデータブック」を作成・公表しました。さらに、2021（令和3）年3月には、「第5次厚木市環境基本計画」の策定、「厚木市里地里山保全等促進計画」の改定を行いました。

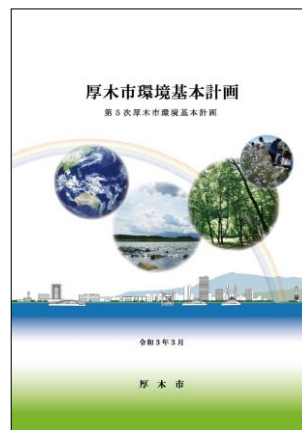
このような様々な背景を踏まえ、「生物多様性あつぎ戦略」を改定することとしました。



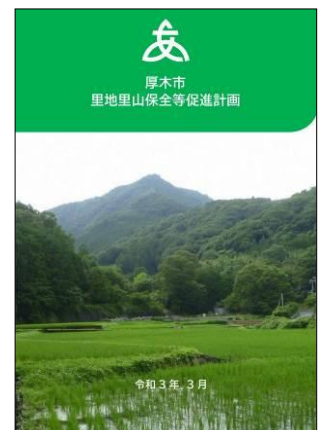
生物多様性
あつぎ戦略の策定



厚木市レッドデータ
ブックの作成・公表 14



第5次厚木市環境
基本計画の策定



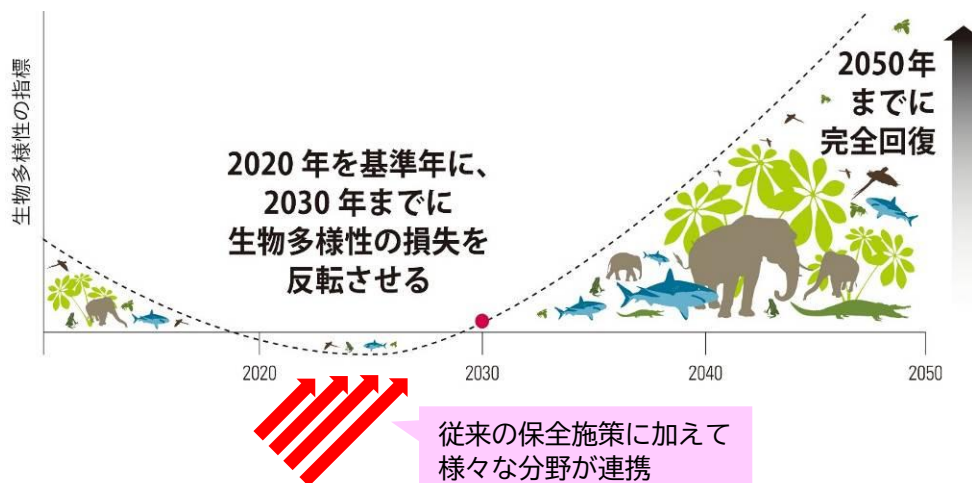
厚木市里地里山保全
等促進計画の策定

生物多様性に関する新しい考え方

「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、目指すべき 2050 年ビジョンとして「自然と共生する社会」を掲げるとともに、2030 年ミッションとして、「2030 年までに自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」という、「**ネイチャーポジティブ（自然再興）**」の考え方を掲げています。また、2030（令和 12）年までに陸域と海域の 30%以上を保全する「**30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標**」が掲げられました。

「ネイチャーポジティブ（自然再興）」とは？

「ネイチャーポジティブ（自然再興）」とは、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること」をいいます。日本の生物多様性は現在も損失傾向が継続しており、この傾向を回復軌道に転じさせることが必要です。そのためには、生物多様性損失の直接的な原因への対策に加え、生物多様性に配慮した社会へ変革していくことが重要となっています。



ネイチャーポジティブのイメージ

【資料：生物多様性国家戦略 2023-2030、生きている地球レポート 2022（WWF ジャパン）】

30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標とは？

30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標とは、2030（令和 12）年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。

30by30 目標は、2022（令和 4）年 12 月に生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）において採択された新たな国際目標「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」にも盛り込まれています。

政府は 30by30 の達成を目指すため、国立公園などの保護地域の拡充だけでなく、その他の生物多様性の保全が図られている土地を OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）として国際データベースに登録し、その保全を促進していくこととしています。

「30by30 目標」とは、2030 年までに地球の陸・海それぞれの 30%の面積を保全する目標のこと



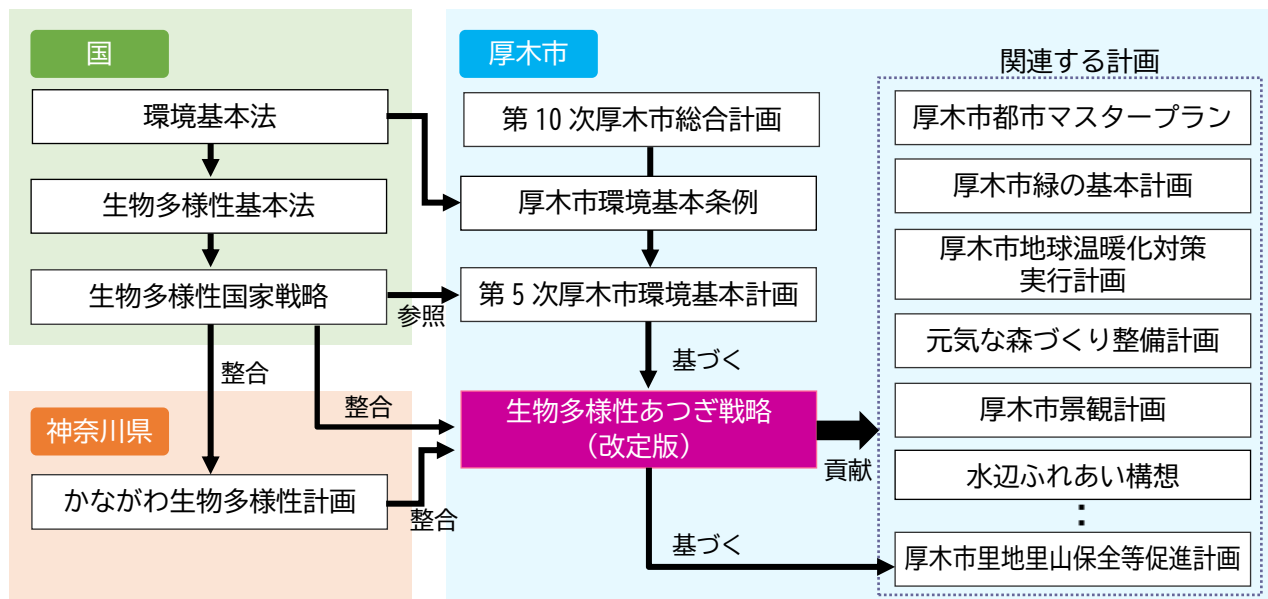
第2節 戦略の概要

2-1 戦略の位置づけ

本戦略は、「生物多様性基本法」第13条に基づく市域の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性地域戦略)であり、「第10次厚木市総合計画」の環境分野における個別計画の「厚木市環境基本計画」を補完する計画として位置づけるものです。

本戦略では、市民・事業者、市民団体等及び行政を対象に、各実施主体の取組を示すとともに、各実施主体の協働による取組を推進します。

生物多様性の保全及び持続可能な利用は、本市の環境行政、社会基盤の整備、教育など様々な分野に関連することから、全庁的な取組を基本として推進していきます。



2-2 戦略の期間

2024(令和6年)度を始期として、生物多様性国家戦略の中長期目標との整合性を図ることから2030(令和12)年度までを戦略の目標期間とします。

なお、2026(令和8)年度策定予定の「第6次厚木市環境基本計画」と整合を図るため、必要に応じ見直しを行います。

2-3 戦略の対象とする区域

本戦略の対象とする区域は、厚木市全域とします。

2-4 戦略の推進主体

本戦略を推進する主体は、市民・事業者・行政など、本市に関連する全てとします。

各主体の役割については、「第5章 推進体制と進行管理」に詳しく記載します。

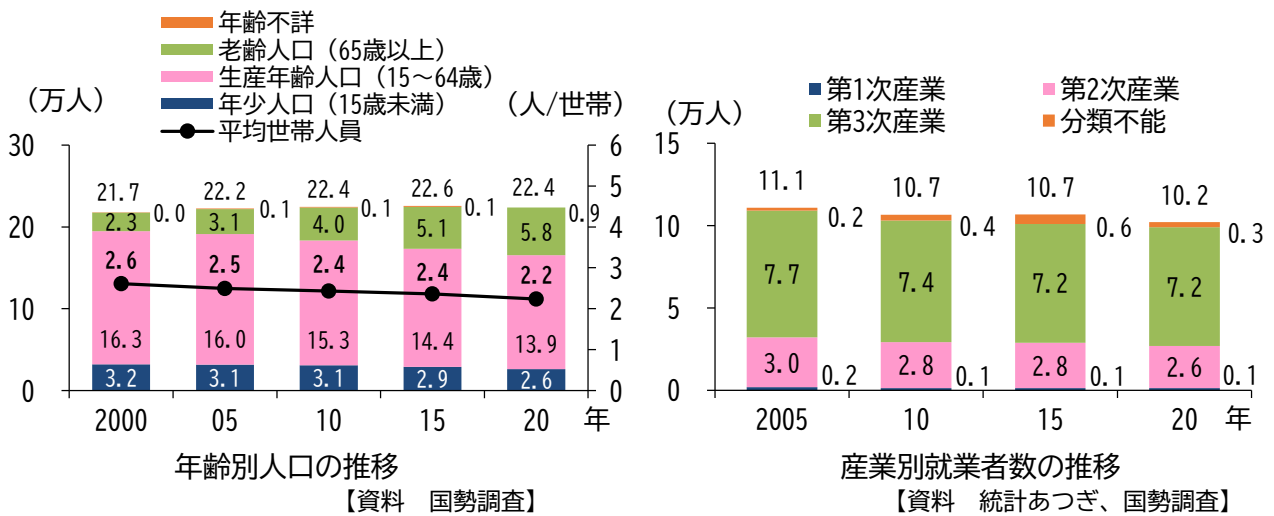
第2章 生物多様性の現状と課題

第1節 厚木市の概況

1-1 人口・産業

本市の総人口は近年、横ばい傾向にあり、2020（令和2）年は223,705人、100,132世帯でした。高齢人口の増加と年少人口の減少が進む「少子高齢化」が進行しています。

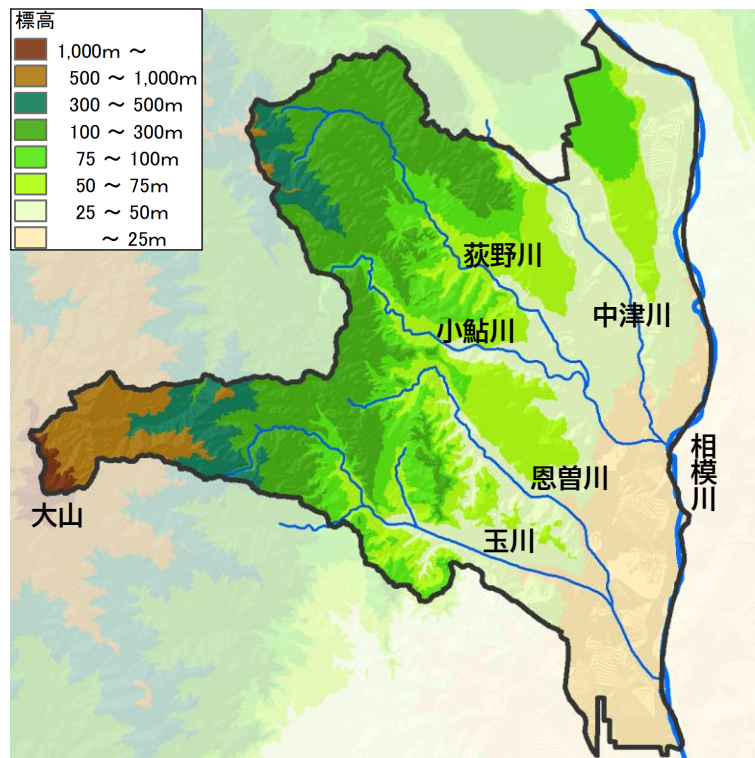
本市の2020（令和2）年における産業別就業者数は、第1次産業が1,230人、第2次産業25,654人、第3次産業72,211人となっています。全体に従業者数は、横ばい傾向にあります。



1-2 位置・地形

本市は、相模川の右岸に広がる扇型の市域で構成され、丹沢山地から連なる丘陵地と、緩やかな平野部からなっています。大山（標高1,245m）から相模川に至る標高差は1,200m以上にも及びます。

また、相模川、中津川、荻野川、小鮎川、恩曾川、玉川などの河川が流れ、川の流れに沿って河岸段丘とよばれる階段状の地形がみられます。



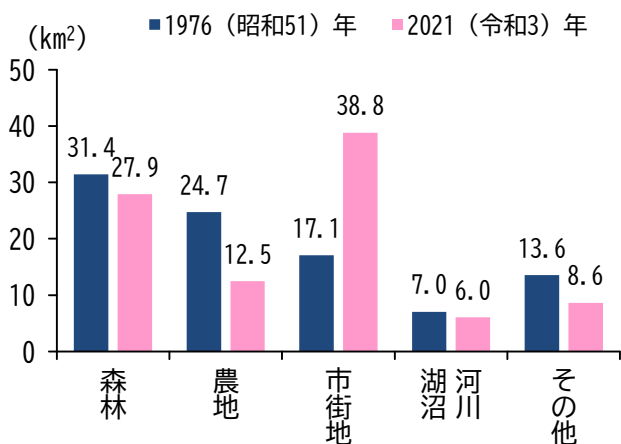
本市の地形

【資料：国土交通省・国土数値情報】

1-3 土地利用

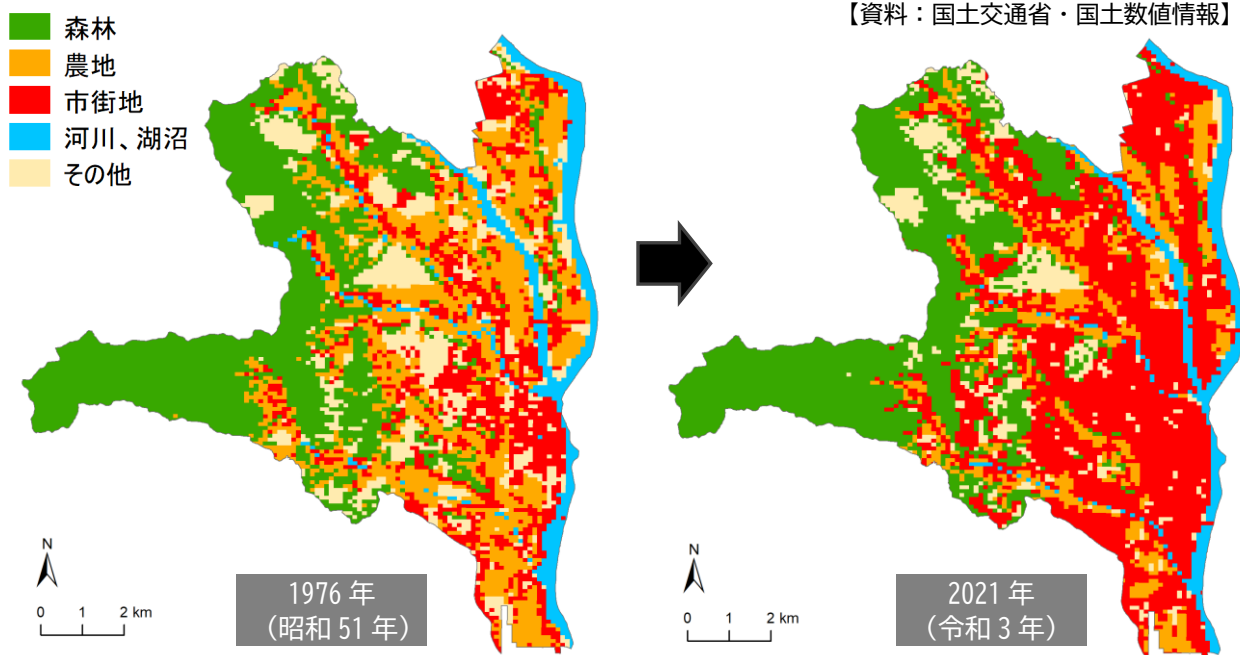
1976（昭和51）年と2021（令和3）年の土地利用の変遷をみると、農地や森林が減少し、市街地が拡大していることがわかります。

注）土地利用面積は、GIS（地理情報システム）データから計測したものであり、実際の面積とは異なる場合があります。



土地利用面積の変化

【資料：国土交通省・国土数値情報】



土地利用の変遷

【資料：国土交通省・国土数値情報】



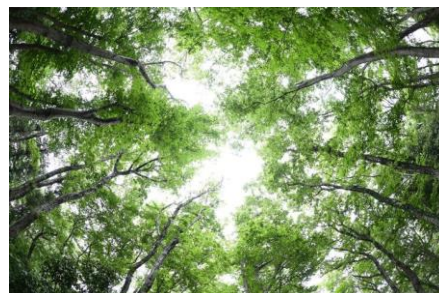
第2節 生態系

2-1 山地

■市域の約28%を占める森林

本市の西部及び西北部に広がる山地のほとんどが森林に覆われ、大型哺乳類、猛禽類の生息地となっています。

本市の森林面積は2,645haで、市域の面積の約28%を占めており、その内訳は広葉樹林(65%)が最も多く、次いでスギ・ヒノキ植林(28%)となっています。広葉樹林のほとんどは、かつて薪や炭の原料を得るために定期的な伐採により維持されてきたクヌギ・コナラの林です。



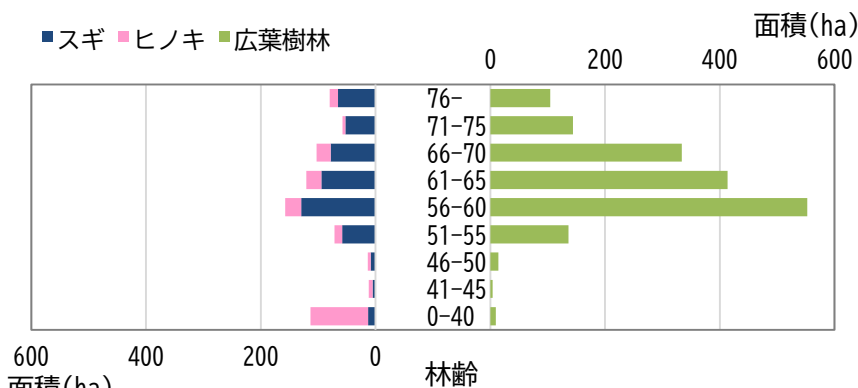
森林

【資料：元気な森づくり整備計画】

■林業の衰退や生活様式の変化による森林の高齢化

スギ・ヒノキの植林、広葉樹林ともに林齢51年生以上の森林が多く、高齢化が進んでいます。

林業の衰退により手入れの遅れた高齢のスギ・ヒノキ植林は、土砂の流出を防ぐ機能が低下していきます。また、生活様式の変化により維持管理されず高齢化したクヌギ・コナラの広葉樹林は、ナラ枯れの被害を受けやすくなるとともに、そこに依存する生物が消失し生物多様性が低下していきます。



樹種別・林齢別面積

【資料：元気な森づくり整備計画】

■丹沢山地における自然再生

丹沢山地では、シカの食圧などによる林床植生の衰退、登山客の増加による登山道の荒廃、ごみ・し尿処理の問題、奥山域のブナの立ち枯れなどにより、希少な動植物の生息・生育に悪影響が生じています。神奈川県では1999(平成11)年に「丹沢大山保全計画」の策定、2007(平成19)年から「丹沢大山自然再生計画」による事業を行っており、林床植生の回復や希少植物の保全に効果がみられます。

課題

- 森林の持つ公益的機能を発揮させるとともに林業の振興を図るため、荒廃の進んでいるスギ・ヒノキ植林を計画的に整備することが必要です。
- ナラ枯れの防止及び生物多様性の保全を図るため、高齢化が進んでいるクヌギ・コナラの広葉樹林を計画的に更新することが必要です。
- 地元産木材の活用促進を図る必要があります。
- 県と関係市町村、市民等多方面と連携し、丹沢山地における自然再生を継続することが必要です。

2-2 里地里山・農地

■里地里山を生息環境としている多くの絶滅危惧種

里地里山は、集落とそれを取り巻く森林、農地、ため池などで構成されます。山地と市街地の間に位置し、水田耕作を中心とした人間の働きかけは、湿地やため池、明るい二次林等の多様な環境を生み出し、そこに適応する多くの生物のすみかになっています。「厚木市レッドデータブック」に掲載されている絶滅危惧種の多くは、二次林、草地、湿地・水田、ため池といった里地里山を生息・生育環境として利用しています。



オオタカ



キビタキ



モートンイトトンボ



シマゲンゴロウ

■荻野・小鮎・玉川の3地域における里地里山の保全活動

里地里山の自然環境は、常に人の手が入り、二次的な自然資源の利用が定着したなかで形成されているため、再び人の手を入れることが必要になります。

本市は、2021（令和3）年に3月に「里地里山保全等促進計画」を策定し、保全等を図る重点地域として荻野・小鮎・玉川の3地域を指定しました。現在、重点地域では、地域住民を主体とした里地里山活動団体が市民ボランティアや企業、大学と連携し、里地里山の保全再生活動が行われています。



里地里山での活動

■神奈川県内でも農業が盛んな地域

本市では、コメやナシ、ブドウ、イチゴなどが生産され、神奈川県でも農業が盛んな地域です。

現在、米づくりは川に近く、土地が低く平らで水を引きやすい地区を中心に行われており、キヌヒカリ、コシヒカリなどの品種が耕作されています。また、県内特有の品種で古くから栽培されていた、津久井在来大豆の生産に取り組む農家もあります。

市内農業の活性化を図ることを目的に、厚木市民朝市や夕焼け市を定期的に開催し、厚木産の農作物の学校給食への活用を行うなど、地産地消を推進しています。



厚木市民朝市

■多様な生物が生息・生育する水田

水田は人間にとっての食料生産の場であるだけでなく、多様な生物のすみかとなっています。



コサギ



アマガエル



ヒバカリ

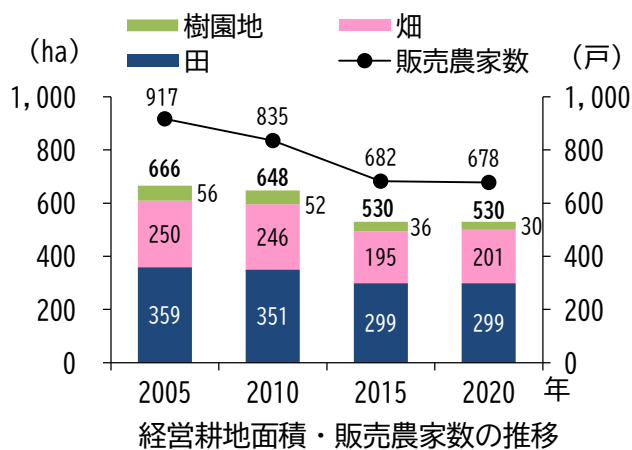


アキアカネ

■減少する経営耕地面積・農家数

近年の農業就業者の減少や宅地整備化等により、水田などの農地の面積は減少傾向にあります。

2020（令和2）年における本市の経営耕地を有する販売農家数は678戸、経営耕地面積は530haであり、その内訳は田が299ha（56.5%）、畑が201ha（37.8%）、樹園地が30ha（5.7%）となっています。2005（平成17）年以降、販売農家数、経営耕地面積ともに減少傾向にあります。



経営耕地面積・販売農家数の推移

【資料：農林業センサス】

課題

- 里地里山の荒廃、竹林の拡大などに起因し、有害鳥獣による農作物への被害などが増加しているため、人と野生生物の緩衝地帯としての機能を果たす里地里山の適正な管理が必要です。
- 里地里山の保全活動について、継続的な支援が必要です。
- 農地の宅地化や転用が進んでいることから、農業の担い手の育成や農業基盤の強化、遊休農地の解消、市民農園の拡充などが必要です。
- 多様な生物のすみかともなる地域の健全な農地を保全していくため、環境保全型農業の推進が必要です。



2-3 水辺

■生態系ネットワークの重要な軸を形成

本市は、相模川沿いの平野部から大山にかけて、相模川を幹として中津川や小鮎川など大小様々な河川が枝状に広がっています。主要な河川は一級河川の相模川、中津川、荻野川、小鮎川、恩曾川、玉川、準用河川の恩曾川、善明川、山際川が流れています。

このような河川を含む水辺は、生態系ネットワークの重要な軸になっています。

■3,000 種以上の生物のすみかとなる相模川

相模川（周辺の河岸段丘含む）には動物で 2,337 種、植物で 960 種と様々な生物の生息・生育が確認されています。両岸のヨシ・オギ原は、カヤネズミの良好な生育地となっているほか、大堰下流の中洲にはコアジサシが繁殖し、河川敷の広大な河原にはカワラスズなどが生息しています。また、アユ釣りが有名であり、全国有数のアユ漁獲量を誇っています。一方、相模川などの河川敷の広範囲に外来植物が優占しつつあります。



アユ

■市民の地域活動やアウトドアの場としての利用

相模川や中津川の大きな河川は河川敷が広く、スポーツ広場や多目的広場として利用されている一方で、広場以外の場所では様々な植物が茂り、市街地に居住する市民にとっては身近な自然環境となっています。荻野川や玉川、恩曾川などの中小河川では、堤防道路を利用した散歩やジョギング、地域活動の場として広く利用されています。玉川上流部には溪流や滝が分布していて、川沿いの道がハイキングコースになっています。沢遊びやキャンプ、自然観察などでも利用されています。



酒井スポーツ広場

■クリーンキャンペーンの開催

相模川の河川清掃は、1971（昭和 46）年に始まった歴史ある取組であり、現在は相模川流域の 6 市町村（厚木・相模原・海老名・座間市、愛川町、清川村）でつくる県央相模川サミットの活動の一環として、相模川クリーンキャンペーンを実施しています。2023（令和 5）年度は相模川・中津川・小鮎川が重なる三川合流点と旭町スポーツ広場を中心に実施し、1,900 人が参加しました。

課題

- 河川生物の回遊への配慮や生息・生育環境を再生し、水と緑の生態系ネットワークを拡大していく必要があります。
- 河川敷の広範囲を占有しつつある外来植物の除去、礫河原の再生などの自然再生を検討する必要があります。
- 河川におけるごみの散乱などを改善するため、今後も相模川クリーンキャンペーンなどの河川清掃を継続していく必要があります。

2-4 市街地

■都市の環境に適応した生物

中心市街地における建物の密集化、台地における住宅地や工業団地の開発、開発などによる斜面緑地の分断が進んでおり、市街地の自然は大きく失われてきました。

緑の減少により、生物の生息地が喪失したり、分断されたりするなどの孤立化が進んでいるため、市街地でみられる生物は非常に限られています。しかし、スズメ、ツバメ、ハシブトガラスなど都市空間を利用する鳥類がみられるほか、植物が生育する公園や街路沿いではヤマトシジミやアブラゼミなどが生息しています。石垣や民家では、昆虫類を捕食するアブラコウモリやカナヘビがみられます。



ヤマトシジミ

■市街地の緑地を確保する取組

開発や農地の減少などにより、市街地の緑地は大きく失われましたが、市街地の緑を創出・保全する取組として、公共施設の緑化や都市公園の整備、斜面緑地の保全、特別緑地保全地区、保護樹木の指定などを行っています。また、ボランティア団体による花壇管理の取組も進められています。

市街地に点在する寺や神社に生育しているイチヨウ、ケヤキ、クスノキなどの巨樹・巨木は、シジュウカラ、コゲラ、アブラゼミなど様々な動植物に利用され、市街地の緑地として重要な役割を果たしています。



恩曾恩名特別緑地保全地区

■外来植物の分布

ヒメジョオンやオオイヌノフグリなど、特に外国から来た外来植物は、道路沿いや空き地などにいち早く侵入し、在来種を追いやるほど旺盛に繁殖します。そのため、道路や空き地が多い市街地には外来植物が多くみられます。

また、道路や堤防の法面には発芽・生育の早い外来植物、公園の花壇には色鮮やかで手入れが容易な外来の園芸植物を用いることが多いことも、市街地に外来植物が多い理由となっています。



ヒメジョオン

課題

- 市街地の緑地を確保した上で、山地から市街地まで街路樹や企業の緑地、家庭の庭などの緑をつなぎ、生物が移動できる「緑の回廊（コリドー）」を形成する必要があります。
- 緑化に際しては、外来種を使用しないことや、在来の緑化木などを使用することにより、地域の在来種を守ることが重要です。

第3節 動植物

3-1 動植物

■「厚木市生物目録」における約7,300種の確認記録

本市では、厚木市教育研究所やあつぎ郷土博物館の収集した生物情報を、文献資料や現地踏査により調査し、取りまとめた結果を「厚木市生物目録」としてまとめています。この「厚木市生物目録」によると、本市内では約5,600種の動物と、約1,700種の植物が確認されています。

■哺乳類（32種）

- 山地の森林にはニホンジカやツキノワグマ、溪流にはカワネズミなどが生息しています。
- 平地から丘陵地、山地にかけてはアカネズミ、ホンドタヌキ、アナグマなどが生息しています。
- 河川や谷戸にはハタネズミ、カヤネズミなど、草地を利用する種が生息しています。
- 市街地では、都市部の環境に適応したアブラコウモリなどが生息しています。



カヤネズミ

■鳥類（223種）

- 森林には留鳥のアオゲラやカケス、夏鳥のオオルリやクロツグミ、サンコウチョウ、冬鳥のアオジなどが生息しています。
- 水田にはコサギ、チュウサギ、アマサギなどのサギ類、畑地にはムクドリやツグミなどが生息しています。
- 河川では相模川を中心に鳥類がみられ、水辺にはササゴイやゴイサギ、カワセミなどが生息するほか、冬季には水辺をマガモやヒドリガモなどのカモ類が越冬場所として利用します。
- 河原の砂地や石が広がる場所にはシロチドリやコアジサシ、草地にはヒバリやホオジロ、セッカなどが生息しています。
- 池や湿地ではカルガモやバン、カイツブリなどの水鳥が生息しています。
- 市街地の公園や緑地にはスズメ、シジュウカラ、キジバト、コゲラなどが生息しています。



カワセミ

■両生類（12種）・爬虫類（11種）

- 両生類は水辺でみられる種が多く、水田周辺にはトウキョウダルマガエル、シュレーゲルアオガエル、アマガエルなどのカエル類が生息しています。
- 丘陵地や山地にかけての森林にはアズマヒキガエル、タゴガエルなどが生息しています。
- 爬虫類では森林から農地、河川にかけてニホンカナヘビやアオダイショウ、シマヘビ、ヤマカガシなどが生息しています。



シュレーゲルアオガエル

■魚類（41種）

- 溪流にはヤマメやカジカ、河川本流や支流域ではオイカワ、ウグイ、ヒガシマドジョウ、回遊魚のニホンウナギやアユなどが生息しています。
- 谷戸の小川ではホトケドジョウ、水田と周辺の水路ではギンブナ、ナマズ、ドジョウなどが生息しています。



オイカワ

■昆虫類（4,893種）

- 丘陵地の広葉樹林には、ノギリクワガタやカブトムシ、ヒオドシチョウ、ミズイロオナガシジミなどが生息しています。
- 丘陵地にみられる湿地にはキンヒバリ、ハネナガイナゴ、ハイケボタル、緑地や法面の草地にはショウリョウバッタやジャノメチョウ、コアオハナムグリなどが生息しています。
- 河川の水辺にはハグロトンボやゲンジボタル、河原の砂地や石が広がる場所にはノグチアオゴミムシやヒゲコガネ、草地にはクルマバッタモドキやトノサマバッタなどが生息しています。
- 水田にはヒメゲンゴロウやコガムシ、畑地周辺にはベニシジミやキアゲハ、公園や緑地にはニイニイゼミ、アブラゼミ、イチモンジセセリ、モンキチョウなどが生息しています。



カブトムシ

■クモ類（380種）

- 森林にはカネコトタテグモ、キノボリトタテグモ、草地にはヤハズハエトリ、ナガコガネグモ、河原の水際にはイサゴコモリグモ、キシベコモリグモなどが生息しています。
- 市街地の公園や緑地にはクサグモやジグモなどが生息しています。

■植物（1,766種）

- 本市に広く分布するコナラ、クヌギを主とする落葉広葉樹林には、ヤマユリ、シュンラン、タチツボスミレなどが生育しています。
- 社寺林として残る常緑広葉樹林には、林冠を構成するスタジイ、タブノキのほか、ヤブランやヤブコウジなどが生育しています。
- 標高 800m 付近から大山山頂付近の冷温帯にはブナ、イヌブナ、シロヤシオなどが生育しています。また、本市は植物地理学でいう「フォッサマグナ地域」に位置しており、同地域に特有なマメザクラ、ランヨウアオイ、アズマイバラなどの植物が確認されています。
- 相模川や中津川に広くみられる丸石河原には、かつてはカワラハハコやカワラノギクなどカワラという言葉をつけた植物が数多く生育していました。



ヤマユリ



イヌタヌキモ

課題

- 厚木市内に生息・生育する生物への関心を高めるため、市民に広く啓発していく必要があります。

3-2 絶滅のおそれのある種

■300 種以上の厚木市レッドデータブック掲載種

本市では、厚木市内の野生生物の現状を把握し、その保護と生物多様性の保全を図るため、市独自の「厚木市レッドデータブック」を2021（令和3）年3月に作成しました。絶滅のおそれがある種（レッドデータブック掲載種）の評価にあたっては、「厚木市生物目録」に登載されている全種を対象としており、生息数や生息地の現状、種の特長、現地踏査などの、多角的な視点から評価を行っています。「厚木市レッドデータブック」に掲載されているのは、動物234種（哺乳類10種、鳥類74種、両生類7種、爬虫類2種、魚類22種、昆虫類112種、クモ類7種）、植物77種の合計311種です。

■都市化や開発による環境の悪化

絶滅危惧種にはサシバ、オオムラサキ、カタクリなど里山、農地を利用する種が多く、これらの生息環境は都市化によって狭められているほか、管理不足による荒廃によって生息環境が悪化しています。

また、タコノアシ、キカシグサ、イヌタヌキモなど湿生植物や水生植物は水田や湿地などの減少、ホトケドジョウやミナミメダカなどは、都市化や河川改修などにより、生息地が狭くなっています。

■水辺を利用する分類群・種の多くがリストアップ

水辺を繁殖場所として利用する両生類や水中に生息する魚類は市内の記録種の半数以上が「レッドデータ種」にリストアップされています。また、鳥類や昆虫類、植物でも湿地性、水生の種が絶滅危惧種にリストアップされています。

レッドデータ種数

カテゴリー区分	基本概念	本市での確認種数		
		植物	動物	合計
絶滅(EX)	本県で既に絶滅したと考えられる種	1	11	12
野生絶滅(EW)	飼育・栽培下でのみ存続している種	0	0	0
絶滅危惧Ⅰ類	絶滅の危機に瀕している種	13	60	73
ⅠA類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの	0	5	5
ⅠB類(EN)	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの	0	2	2
絶滅危惧Ⅱ類(VU)	絶滅の危険が増大している種	24	45	69
準絶滅危惧(NT)	存続基盤が脆弱な種	16	72	88
情報不足(DD)	評価するだけの情報が不足している種	23	39	62
厚木市レッドデータブック掲載種 合計		77	234	311

課題

- 「厚木市レッドデータブック」にリストアップされたのは、市内で記録されている生物種（約7,400種）の約4%ですが、残りの96%のうち、ほとんどの種はその生息状況をつかめず評価に至っていません。生息状況が解明されないまま、市内から絶滅した生物も相当数含まれていると考えられており、今後も生息状況の実態を把握していく必要があります。

3-3 外来種

■ 特定外来生物 16 種の確認

「外来生物法」（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）では、生態系や人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えるおそれのある外来生物を「特定外来生物」として指定し、飼養・栽培・保管・運搬・販売・輸入などを規制しています。

本市では、アレチウリ、アライグマ、スウィンホーキノボリトカゲなど 16 種の特定外来生物が確認されています。



アレチウリ



スウィンホー
キノボリトカゲ

本市で確認されている特定外来生物

分類群	種名
植物	ナガエツルノゲイトウ、オオキンケイギク、アレチウリ、オオフサモ、オオカワヂシャ
動物	【哺乳類】アライグマ 【鳥類】ガビチョウ 【爬虫類】カミツキガメ、アカミミガメ※、スウィンホーキノボリトカゲ 【両生類】ウシガエル 【魚類】ブルーギル、オオクチバス 【昆虫類】アカボシゴマダラ 【クモ・サソリ類】ハイイロゴケグモ 【甲殻類】アメリカザリガニ※

※条件付特定外来生物

■ ナガエツルノゲイトウの侵入

特定外来生物のナガエツルノゲイトウが、2022（令和 4）年に初めて本市で発見され、相模川や水田地帯での定着が確認されています。ナガエツルノゲイトウは、水田や河川など水辺に繁殖する多年草で、再生力、拡散力、侵略性が高いという特徴があります。観賞用として持ち込まれたものが野外に広がり、水田や畑で繁茂するなど農業への被害が出ているほか、在来植物の生息環境を奪うなど生態系に悪影響を及ぼしています。



相模川に繁茂する
ナガエツルノゲイトウ

■ 市民・市民団体等と連携した外来種の調査・防除

本市では、種や遺伝子の多様性を保全するため、市民及び市民団体と連携し、主に特定外来生物を対象に外来種防除を進めています。例えば、スマートフォンなどから簡単に画像と位置情報を投稿できるシステム「スマ報」を活用し、特定外来生物を含む外来種の情報収集から駆除までを市民協働で行う取組を実施しています。また、アライグマに対しては「アライグマ防除実施計画」に基づき、市民や農協等と連携し、捕獲・駆除などの防除に取り組んでいます。

課題

- 市民・市民団体等と連携した外来種の分布調査を今後も実施していくとともに、「入れない、捨てない、拡げない」の外来生物被害予防三原則を基本とし、外来種の防除を推進していく必要があります。
- 外来種問題についての普及啓発を強化し、外来種の防除に対する理解や協力をより一層得られるようにすることが必要です。

3-4 野生鳥獣

■野生鳥獣による農作物や人的被害の発生

本市では、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、中型動物（ハクビシン、タヌキ、アライグマ、アナグマ）、鳥類（カラス、ドバト、ムクドリ、スズメ、ヒヨドリ）などの野生鳥獣による農作物などへの被害が発生しています。2021（令和3）年度の被害面積は1.52ha、被害額は255.4万円であり、被害面積はイノシシ（全体の53.3%）、被害額は中型動物（全体の42.0%）が多くなっています。

また、イノシシなどがヤマビルを運搬し、地域住民等へのヤマビルによる吸血被害を誘発しているほか、中型動物の屋根裏などへの侵入、カラスによる人間への攻撃などの被害も報告されています。



ヤマビル

課題

- 「厚木市鳥獣被害防止計画」に基づき、野生鳥獣の適正管理、被害防止対策を推進していく必要があります。

第4節 生物多様性の保全に向けた新たな視点

4-1 30by30

■市域の約13.7%が保護地域

本市には、丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園などに指定されている保護地域をはじめとして、以下のような地域があります。市総面積に占める保護地域の割合は約13.7%と試算されます。

なお、国全体の保護地域の国土面積に占める割合は20.5%であり、国は2030（令和12）年度までに30%とする目標を掲げています。

厚木市内の保護地域

保護地域		面積 (ha)
市総面積 (2023年1月1日時点)		9,384
保護地域	自然公園	1,093
	都道府県自然環境保全地域	85
	鳥獣保護区	1,214
	特別緑地保全地区	0.2
	重複地域を除外	-1,103
保護地域合計		1,289
市総面積に対する保護地域の割合		13.7%



厚木市内の保護地域

■環境省・自然共生サイトのしくみが開始

環境省は、30by30 目標の達成に向け、「自然共生サイト」の登録制度を 2023（令和 5）年度から開始しました。この制度に登録されると、保護地域を除く部分が OECM に登録されます。

2023（令和 5）年 8 月時点で本市内の登録地はありませんが、本市では「自然共生サイト」への登録を推進していきます。

課題

- 30by30 目標の達成に向け、環境省・自然共生サイトへの登録、OECM への登録について検討していく必要があります。

4-2 自然を活用した解決策（NbS）

自然生態系を保全・再生しながら社会課題への対応を進める取組である「自然を活用した解決策（NbS）」が近年、注目されています。

本市においても、森林は二酸化炭素の吸収や土砂崩れの防止、水田は雨水貯留による洪水緩和、公園の緑はふれあいの場やヒートアイランド対策などが NbS に位置づけられます。

課題

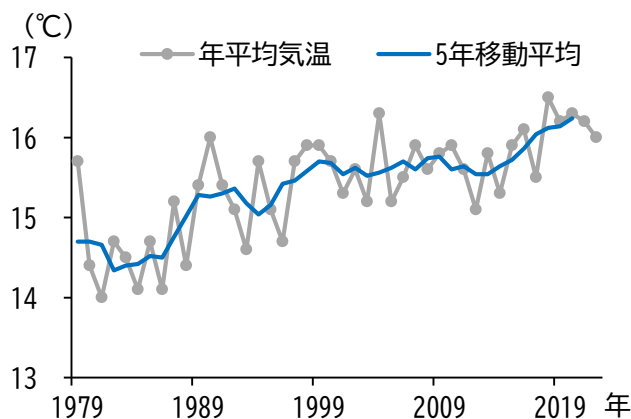
- 「自然を活用した解決策（NbS）」を庁内で実施する各種事業に取り入れるなど、自然を活用しながら環境・経済・社会の問題を同時解決していく必要があります。

4-3 気候変動

本市の最寄りの地点でアメダス海老名観測所の気温変化をみると、年平均気温は徐々に高くなる傾向があり、1979（昭和 6）年から 2020（令和 2）年までの約 40 年間で約 1.5℃上昇しています。

本市でも、1990（平成 2）年代の終わりごろからナガサキアゲハが確認されるなど、南方系種の移入がみられます。

「気候変化レポート 2018－関東甲信・北陸・東海地方－」（2019（平成 31）年 3 月、関東管区気象台）によると、今世紀末には神奈川県平均気温は約 4℃上昇すると予想されており、自然生態系や農林水産業などへの影響が懸念されています。



年平均気温の経年変化
（アメダス海老名観測所）

【資料：気象庁ウェブサイト】

課題

- 今後も気温が上昇すると予測されていることから、自然生態系や農林水産業などについて、「厚木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づく適応策を推進していく必要があります。



ナガサキアゲハ

第5節 人との関わり

5-1 生物多様性に関する教育・保全活動

■生物多様性の教育の推進

本市では、関係団体等と協力して環境学習講座を開催し、生物多様性に対する意識の啓発と環境保全のために自ら率先して行動できる人材育成、機会の創出を図っています。

また、小中学校や保育所における環境教育の一環として、エコスクールプログラムへの参加によるグリーンフラッグ認証の取得を推進し、子どもたちの環境保全に対する意識の向上を図っています。



身近な環境エコツアー～農大で生きものさがしをしてみよう～

生物多様性に関する教育・普及啓発の主な取組実績

項目	取組実績
生物多様性に関する教育	<ul style="list-style-type: none">・博物館の自主事業として自然観察会を実施しました。・出前講座として、小学校や公民館へ外来生物の講話などを実施しました。・市民団体等と連携し、生物多様性をテーマとするエコツアーを実施しました。
人材育成、リーダーの養成	<ul style="list-style-type: none">・関係団体等と協力し、環境市民学習講座の開催や森林づくり教室、里山保全などの体験事業を開催することで新たな担い手の育成のきっかけづくりを行いました。・市内在住の小学校4～6年生をジュニアエコリーダーとして認定し、環境に関する講座等を実施することで、未来を担う人材の育成を行いました。
普及啓発	<ul style="list-style-type: none">・エコスクールの活動に取り組み、グリーンフラッグの認証を取得しました。

■里山マルチライブプランなど保全活動の推進

本市では、行政や市民団体等の環境保全活動に関する情報発信を積極的に行い、市民が気軽に参加できる仕組みを構築しています。また、環境保全活動に興味を持てるようなイベントを開催したり、市民・市民団体等によるイベントの支援を行っています。



マルチライブプランの活動の様子

なお、市から選定されている里地里山保全等地域（玉川、小鮎、荻野地区）で保全活動を行う団体は、「厚木市里地里山保全等促進条例」第10条に基づき、里地里山の保全等の促進に資する団体として認定を受けることができます。

生物多様性に関する保全活動の主な取組実績

項目	取組実績
保全活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 河川では、市内を流れる「ふるさとの川」相模川の美しい環境を守ろうと、「相模川クリーンキャンペーン」を定期的の実施しています。 山麓では、森林を保全する大切さや、身近な自然とふれあう楽しさを実感してもらうため、枝打ち・除間伐とシイタケのほだ木づくりの「森林づくり体験教室」を実施しています。 里山では市民、事業者、行政が一体となって里山の豊かな自然環境を後世に引き継いで行くことを目的とした「里山マルチライブプラン」を2002（平成14）年からスタートしています。
環境保全活動 団体支援	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全活動を行う団体に交付金等の支援を実施しました。

課題

- 生物多様性に関する教育につながる取組の推進や人材育成を行う必要があります。
- 多くの市民等の環境保全活動のきっかけとなるような取組・プログラムの創出が必要です。
- 市民団体等の活動が継続的に行われるような支援の検討が必要です。

5-2 生物多様性に関する調査・情報発信

■ 生物多様性に関する調査

本市では、市内の NPO 法人に調査を依頼し、過去に市内で営巣が確認されている箇所、オオタカを指標とした生態の観察や、オオタカの生息・生育などの周辺環境変化の観察を行っています。

また、外来種への対策として、自治会や学校からの協力をもとに協働で駆除活動を行っているほか、スマートフォンなどから簡単に画像と位置情報を投稿できるシステム「スマ報」などを通じて市民等のみなさんから寄せられた情報による駆除活動も行っています（オオキンケイギクなどの特定外来生物を対象に駆除を進めています）。



■ 生物多様性に関する情報発信

本市では、市ホームページや「広報あつぎ」を活用し、外来種に関する情報やペットの飼い主へのマナーの啓発など、生物多様性に関する情報発信を行い、市民への普及啓発を図っています。

また、生物多様性や自然環境保全の重要性を多くの人々が理解を深める機会づくり、行政と市民等の協働の取組を普及拡大する目的で、NPO 法人神奈川県自然保護協会と本市が主催する「さがみ自然フォーラム」を毎年開催しています。

課題

- 生物多様性の現状を把握するため、市民や団体等と連携した調査を継続していく必要があります。
- 生物多様性に関する情報発信を行っていく必要があります。

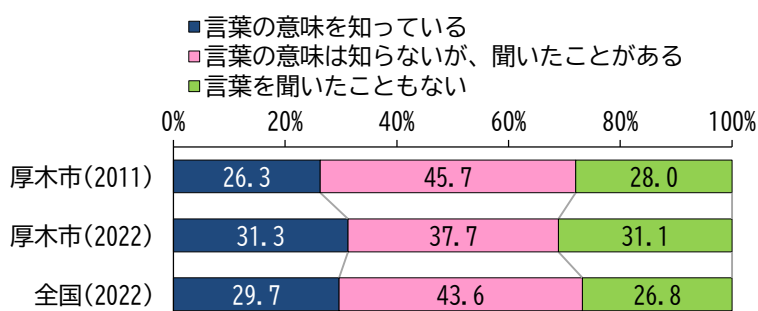
5-3 市民・事業者の意識

市民・事業者のみなさんの生物多様性に関する意識や課題を把握するために、2022（令和4）年度にアンケート調査を実施しました。（詳しい結果は、「資料編」の「資料2 意識調査結果」を参照してください。）

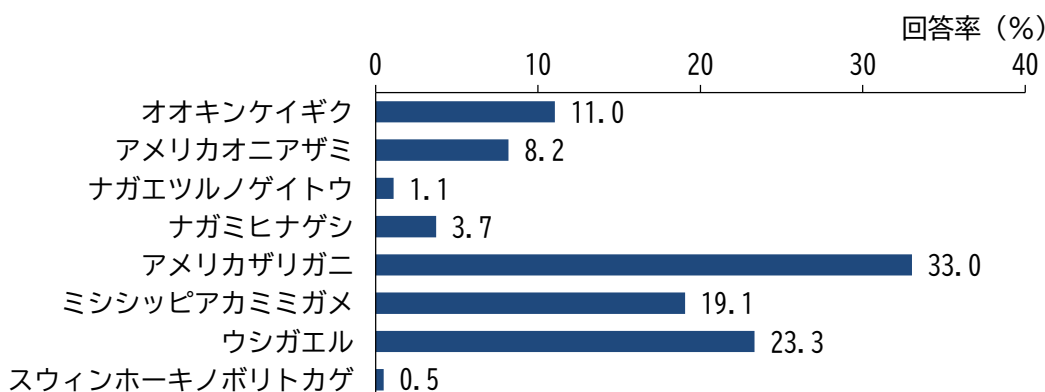
■市民アンケート

○ 生物多様性の言葉の認知度は2011

（平成23）年度よりも増加しているものの、全体の約3割に留まっており、全国平均よりも、「言葉を聞いたこともない」と回答している人が多くなっています。



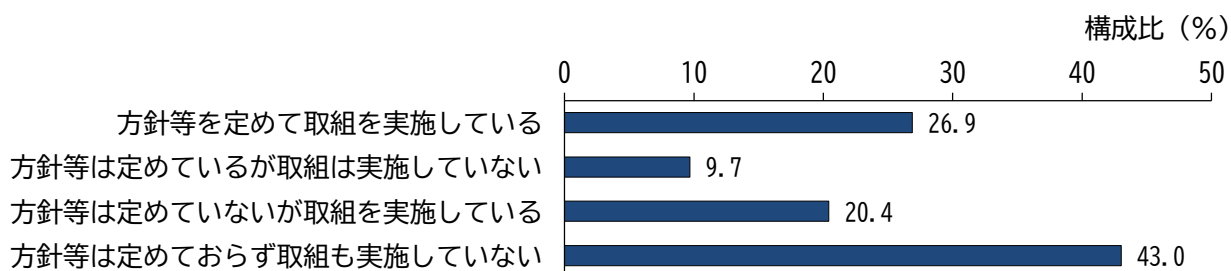
○ 知っている外来種は、最も回答率の高いもので「アメリカザリガニ」が33.0%であり、オオキンケイギクなどの外来植物を含めて認知度が低くなっています。また、重要だと思ふ外来種の対策は「外来種の影響に関する知識の習得」（24.1%）が最も多くなっています。



■事業者アンケート

○ 事業者の生物多様性や自然環境に対する関心度は78.3%と高いものの、保全のための方針等の作成や取組を実施していない事業者も43.0%にのびりました。取り組んでいるものとしては、「所有地の緑化の推進」（18.8%）が最も多くなっています。

○ 市に期待することは、「取組のノウハウ・事例などの情報の提供」（44.9%）が最も多くなっています。



課題

- 市民の生物多様性の認知度をさらに高めていくため、生物多様性の保全のための取組に気軽に参加できる仕組みづくりや情報提供が期待されています。
- 市民の外来種に対する認知度が低いため、外来種の影響に関する普及啓発を図る必要があります。
- 生物多様性の保全と持続可能な利用に関する方針づくりや取組を実施していない事業者も多いことから、取組のノウハウ・事例などの情報提供を推進していく必要があります。

第3章 戦略の目標

第1節 2050年の目指すべき将来像と2030年目標

本戦略では、「生物多様性国家戦略2023-2030」（2023（令和5）年3月閣議決定）の2050年ビジョン「自然と共生する社会」、2030年に向けた目標「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」を踏まえて、2050年の目指すべき将来像、2030年目標を掲げます。

2050年の目指すべき将来像

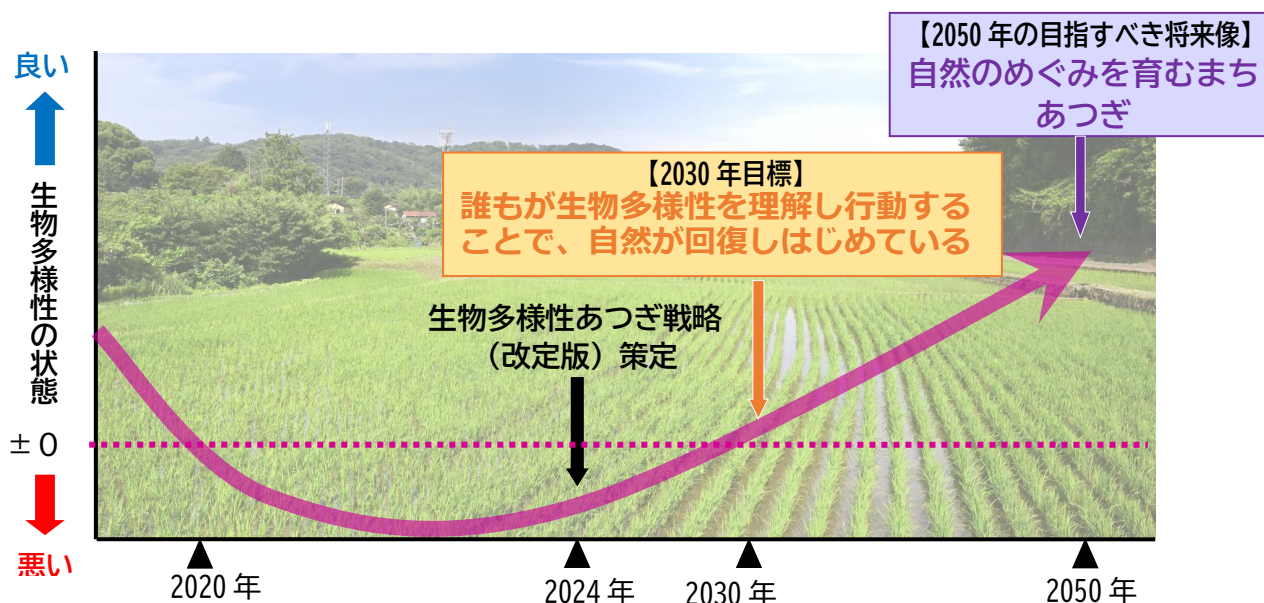
本市には、市街地だけでなく荻野、飯山等の里地里山、七沢等の山地、相模川や中津川等の河川など、多様で豊かな自然環境とそこに生息・生育する生物がいます。この生物の恵みによって、私たちの生活は豊かなものとなっています。この自然の恩恵を後世に残し、今の自然環境を豊かにしていきます。

自然のめぐみを育むまち あつぎ

2030年目標

本戦略の推進により、生物多様性の損失の直接的な原因への対策に加え、生物多様性に配慮した社会へ変革していくことで、ネイチャーポジティブ（自然再興）を実現していきます。

**誰もが生物多様性を理解し行動することで、
自然が回復しはじめている**



第2節 基本戦略・状態目標・行動戦略

2050年の目指すべき将来像の実現に向け、以下の3つの基本戦略、状態目標、行動戦略を掲げます。

基本戦略1 | 多様な生態系の健全性を回復する

状態目標 2030：生物の生息域との調和が保たれている

本市の特徴である大山から相模川に広がる多様で豊かな生態系の保全と再生を図ることで、多様な生きもののすみかを回復します。

- 施策1 山地の保全・再生
- 施策2 里地里山の保全・再生
- 施策3 水辺の保全・再生
- 施策4 農地の保全・活用
- 施策5 市街地の自然の保全・創出

基本戦略2 | 地域固有の生物多様性をまもる

状態目標 2030：種の絶滅リスクが低減している

希少動植物の保全、外来種対策、野生鳥獣の保護管理などを行うとともに、あつぎこども森公園の保全、30by30 目標に向けた保護地域等の拡大、水と緑の連続性の確保などにより、地域固有の生物多様性をまもります。

- 施策6 生物の保全・管理
- 施策7 重要な生息生育場所の確保

基本戦略3 | 生物多様性に配慮した社会をつくる

状態目標 2030：市民等が生物多様性の意味を知り、大切にしている

生物多様性の周知や啓発、環境教育・人材育成・情報発信の充実、生物多様性の保全に関する活動団体の支援などを行うとともに、自然を活用した解決策（NbS）の推進を図り、生物多様性に配慮した社会をつくります。

- 施策8 生物多様性のために取り組む人づくり
- 施策9 自然を活用した解決策（NbS）の推進

第3節 進捗管理指標

9つの施策ごとに進捗管理指標を掲げます。

施策	進捗管理指標（候補）	現状値 2022年度	目標値 2030年度
1 山地の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> 森林整備など山林の再生が進んでいると思う市民の割合 森林ボランティア会員人数 間伐材の搬出量 		
2 里地里山の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> 里地里山活動認定の対象面積 （里地里山保全等活動協定地面積） 里地里山の保全や活動が進んでいると思う市民の割合 		
3 水辺の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> BODの環境基準達成率 親水広場を活用した環境学習の実施回数 		
4 農地の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> 認定新規就農者数（累計） 地元の農作物を購入した市民の割合 		
5 市街地の自然の保全・創出	<ul style="list-style-type: none"> 都市全体の緑地率 都市緑化の保全活動に参加した団体数 市民一人当たりの公園及び緑地面積 		
6 生物の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣による農作物被害額減少率（2016年度基準） 		
7 重要な生息生育場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> 環境省・自然共生サイトの登録面積 市域面積に占める保護地域（自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、特別緑地保全地区）+OECMの面積割合 		
8 生物多様性のために取り組む人づくり	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性あつぎ戦略の啓発事業への参加者数 生物多様性の普及や保全が進んでいると思う市民の割合 市民協働による生きもの調査参加者数 		
9 自然を活用した解決策（NbS）の推進			

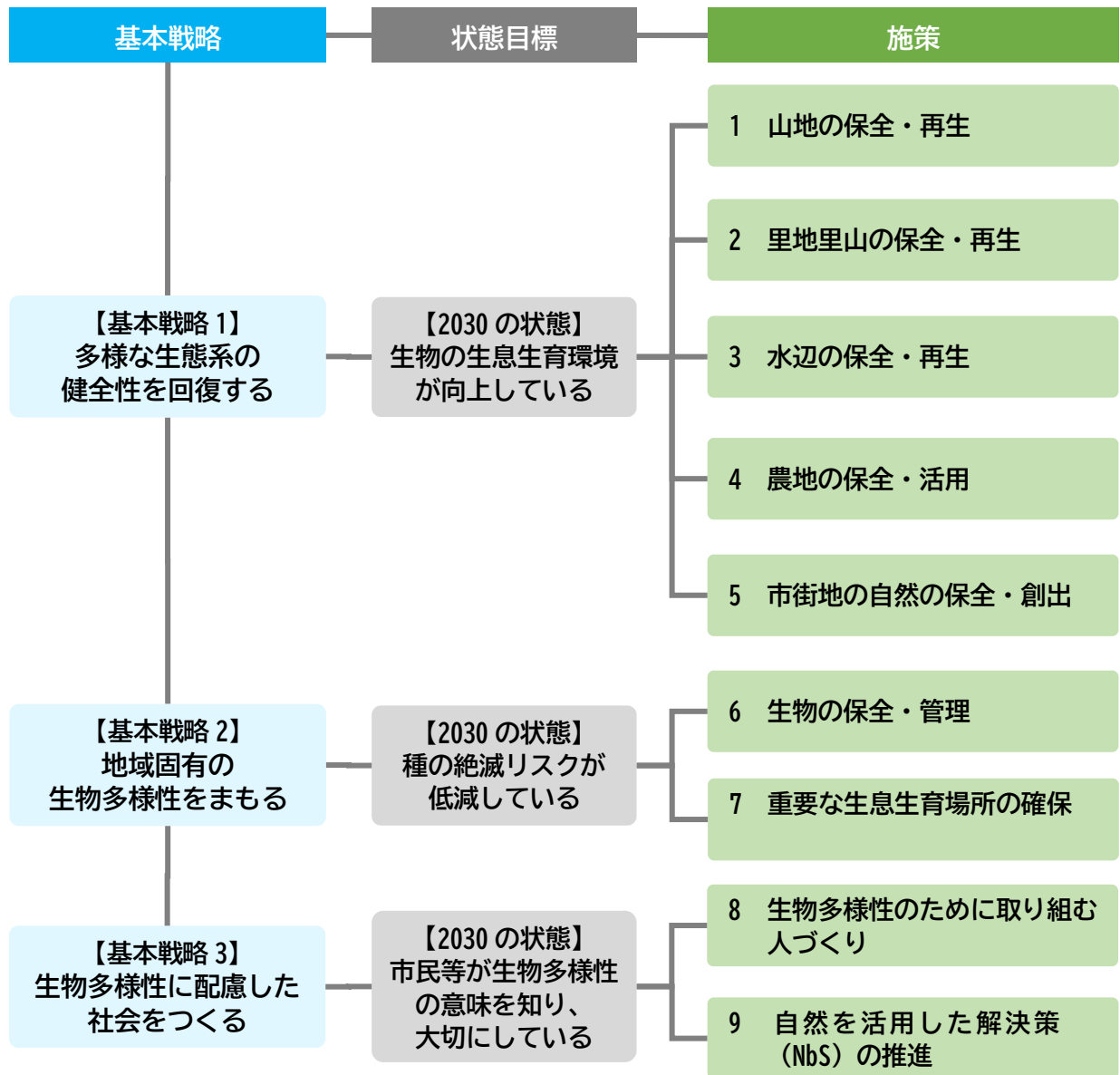
第4章 行動計画

2050年の目指すべき環境像

自然のめぐみを育むまち あつぎ

2030年目標

誰もが生物多様性を理解し行動することで、
自然が回復しはじめている



山地の保全・再生

森林の維持管理、荒廃森林の整備、森林整備・管理の人材確保、木材等の市内林産物の活用促進、ハイキングコースの周辺環境整備などにより、山地の保全・再生を図ります。

●市の取組

森林の維持管理の推進、
私有林の管理支援の実
施

◆森林の荒廃化の防止、森林の多面的機能維持・確保を目的に策定した「元気な森づくり整備計画」に基づき、森林の維持管理及び私有林の管理支援を行います。

森林整備・管理の人材確
保

◆森林の適切な管理を行う人材を確保するため市民等への働きかけを進めるとともに、林業就労希望者の森林組合への紹介や市民等への体験教室等の実施を推進します。

木材等の市内林産物の
活用促進

◆市内林業の再生に向け、林業事業者と木材供給業者等との連携による厚木産木材の活用を推進します。また、市の公共施設の整備においては、厚木産木材の積極的な活用を推進します。

ナラ枯れ等の森林被害
への対応

◆健全な樹木を守り生きものにとって住みやすい森林づくりを進めるため、ナラ枯れ等の被害について樹木の処理を行うとともに、被害の拡大防止のための予防措置を行います。

ハイキングコースの周
辺環境整備

◆除伐・間伐や草刈り、ヤマビル対策の落葉かきなどハイキングコースの周辺環境の整備を行います。

●市民の取組

- ◆森林づくりに関する講習会や森林ボランティアに参加します。
- ◆住宅や木製製品を購入する際は、市・県産木材のものを選びます。

●事業者の取組

- ◆森林所有者は、森林の適正な維持管理を行うとともに、FCS 森林認証などを取得します。
- ◆森林づくりに関する講習会や森林ボランティアに参加します。
- ◆市・県産木材を積極的に利用します。
- ◆ハイキングコースの周辺環境の整備に協力します。

里地里山の保全・再生

里地里山保全等促進条例・里地里山保全等促進計画の推進、里地里山活動団体の活動場所の認定や支援、市民等との協働による里地里山の保全、里地里山とふれあう機会の増加などにより、里地里山の保全・再生を図ります。

●市の取組

里地里山保全等促進条例・里地里山保全等促進計画の推進

◆厚木市里地里山保全等促進条例・里地里山保全等促進計画に基づき、多様な主体の連携による多様な活用を推進します。

里地里山活動団体、活動場所の認定

◆里地里山保全等促進計画に基づき、活動団体の認定や、活動場所となる協定地の認定を進めます。

里地里山保全等の活動支援

◆地域住民を主体とした活動団体の育成に取り組むとともに、継続的な保全活動のために必要な技術的、財政的支援を行います。

市民等との協働による里地里山の保全

◆生物の生息・生育環境や自然体験の場など里地里山の多面的機能を発揮するため、市民等との協働による里地里山の保全や活用の取組を進めます。

●市民の取組

- ◆里地里山にふれあい、自然体験を楽しむことで地域の里地里山に興味を持ちます。
- ◆里地里山の保全や活用の取組に参加します。

●事業者の取組

- ◆里地里山の保全と再生を推進します。
- ◆自然観察、自然体験などの場の提供や機会を設けます。

水辺の保全・再生

多自然川づくり、親水空間の整備、水辺の環境学習、河川愛護・美化運動の推進などにより、水辺の自然を保全・再生を図ります。

●市の取組

多自然川づくりの推進

◆「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を踏まえ、河川敷や護岸部の改修を行い、生態系に配慮した川づくりを進めます。

親水空間の整備

◆多自然川づくりとともに、河川等の水辺に親しむことができる水辺ふれあい空間の整備を推進します。

水辺の環境学習の推進

◆小学生を対象に、水の調査、水生生物調査、ごみの状況調査等を実施し、未来を担う子どもたちの生物多様性に対する意識の向上を図ります。

河川愛護・美化運動の推進

◆市民協働による河川・水辺の清掃活動、クリーンキャンペーン等を実施し、河川の環境改善を図ります。

水質監視調査の実施

◆一級河川、準用河川、水路等15流域において、人の健康の保護に関する環境基準及び生活環境の保全に関する環境基準設定項目等について、水質状況を監視します。

●市民の取組

- ◆自然観察や散策などにより、水辺の環境に親しみます。
- ◆河川・水辺の清掃活動、クリーンキャンペーン等に参加します。
- ◆公共下水道への接続や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へのつけ替えを実施するとともに、維持管理を徹底します。

●事業者の取組

- ◆河川・水辺の清掃活動、クリーンキャンペーン等に参加します。
- ◆事業排水の浄化施設の維持管理、水質の監視を徹底します。
- ◆工場などで使用する洗浄水や冷却水の再利用に努めます。

農地の保全・活用

遊休農地の解消、市民農園の拡充、農業の担い手の育成、農業経営基盤の強化、環境保全型農業や地産地消の推進などにより、農地の保全・活用を図ります。

●市の取組

遊休農地の解消	◆遊休農地の解消に向け、農地の貸借による利用権設定を行った貸し手・借り手に奨励金を交付し、農地の流動化を推進します。
市民農園の拡充	◆農地の有効利用を推進するとともに、市民の憩いと安らぎの場を提供する市民農園を拡充します。
農業の担い手の育成、農業経営基盤の強化	◆農業の担い手である後継者の育成や農業者が生産から加工・販売までを手掛ける農業経営を促進します。また、都市農業支援センターを窓口として農業参入支援を実施します。
環境保全型農業の推進	◆環境保全型農業を推進するため、化学農薬の削減を図っている団体等に補助金を交付します。
地産地消の推進	◆市民朝市及び夕焼け市の開催や、農協と連携し、味覚祭や畜産祭、収穫祭の開催、直売所の運営支援などを行います。

●市民の取組

- ◆市民農園の利用や、農地を守る活動に参加します。
- ◆環境保全型農業で栽培された農作物を購入します。
- ◆地場産品の購入など地産地消を心がけます。

●事業者の取組

- ◆農地を有効利用し、荒廃農地の解消・再生利用に協力します。
- ◆環境保全型農業に取り組みます。
- ◆新たな担い手の育成、農業後継者の活動支援をします。
- ◆地産地消を促進するため、地元産の食材の販売・購入をします。

市街地の自然の保全・創出

公共施設の緑化推進、民有地の敷地内緑化の推進、ビオトープの推進、環境配慮型の市街地整備などにより、市街地の自然の保全・創出を図ります。

●市の取組

公共施設の緑化推進	◆市街地の緑の創出を図るため公共施設のさらなる緑化を推進します。
都市公園における緑の質の向上及び道路緑化の推進	◆緑の基本計画に基づき、都市公園における緑地の整備、道路植栽の維持管理を行い、市街地の緑の創出を推進します。
民有地の敷地内緑化の推進	◆民有地の敷地内緑化に向けて、「厚木市緑を豊かにする事業推進要綱」に基づき、生け垣化、屋上緑化等の促進に向けて、工法の紹介や奨励金の交付等を実施し、民有地の緑化を推進します。
斜面緑地の保全	◆斜面緑地保存地区の指定制度を活用し、優良な斜面緑地として指定する地区の増加を検討するとともに、指定を受けていない個所からの新規指定を推進し、市街地の緑の保全を図ります。
ビオトープの推進	◆学校等で生物が生息・生育できる環境づくりを進めることで、身近に自然とふれあえる場の拡充を図ります。
環境配慮型の市街地整備	◆都市機能を集積し、魅力的な都市拠点とするための本厚木駅周辺の市街地整備などにおいて、緑化を推進するなど環境配慮型の市街地整備を推進します。

●市民の取組

- ◆公園緑地はマナーを守り、きれいに使います。
- ◆学校等に整備されたビオトープを環境教育・環境学習に活用します。
- ◆住宅の周りや庭、敷地内の緑化に努めます。

●事業者の取組

- ◆事業所敷地に緑地や水辺をつくり、生物の生息・生育地や自然観察の場として利用します。
- ◆事業所敷地に樹木や草花を植えたり、壁面緑化、屋上緑化を行います。
- ◆開発や土地利用に関しては、生物や生態系に配慮します。

施策 6

基本戦略 2 ▶地域固有の生物多様性をまもる

生物の保全・管理

希少野生動植物の保全、生き物の生息、生育状況調査の推進、外来種の対策、有害鳥獣対策の推進、野生鳥獣の保護と管理などにより、生物の保全・管理を推進します。

●市の取組

希少野生動植物の保全	◆厚木市レッドデータブックを活用し、市域における希少な動植物について保全を進めます。
生き物の生息、生育状況調査の推進	◆市域の指標種の検討を進めるとともに継続的なモニタリング調査を実施することで、経年変化を把握し生物多様性の状態を把握します。
市域の生物多様性に関する情報の収集・蓄積等の推進	◆行政や市民団体等が行ってきた生き物調査等の生物多様性に関する情報を収集するとともに一元管理し、情報の共有化を図ります。
外来種の対策	◆市民や市民団体等と連携し駆除を進めることで、外来種の低減に努めます。また、市内の代表的な外来種については、市民に認識してもらえよう周知啓発を図るとともに活用方法についても検討します。
有害鳥獣対策の推進	◆有害鳥獣対策として、侵入防止柵の設置管理、個体数調整等を行うことで鳥獣との共生・共存の推進を図ります。
野生鳥獣の保護と管理	◆野生鳥獣の保護管理は、鳥獣の生息状況などに即して科学的・計画的に進める必要があることから、野生鳥獣の生息状況などの調査、研究を推進し、個体数調整を含めた捕獲規制を適正に実施します。

●市民の取組

- ◆厚木市レッドデータブックに関心をもち、絶滅のおそれのある身近な生物や希少野生動植物についての情報収集・学習をします。
- ◆市が実施する指標種のモニタリング調査に協力します。
- ◆厚木市民情報提供システム「スマ報」を活用し、情報を提供するとともに、外来種の防除活動に参加・協力します。
- ◆他の地域からの生物を放流・移植したり、ペットなどの動物を野外に遺棄しません。
- ◆野生鳥獣による被害を防止するための防護柵の設置や、餌となるものを放置しません。
- ◆狩猟免許の取得及び狩猟者登録に協力します。

●事業者の取組

- ◆開発事業を行う際には、厚木市レッドデータブックに掲載された希少種についての調査及び保全対策を実施します。
- ◆絶滅のおそれのある身近な生物や希少野生動植物についての情報収集・学習をします。
- ◆外来種の調査や防除活動に参加・協力します。
- ◆外来生物に餌を与えません。
- ◆野生鳥獣による被害を防止するための防護柵の設置や、餌となるものを放置しません。

施策 7

基本戦略 2 ▶地域固有の生物多様性をまもる

重要な生息生育場所の確保

あつぎこどもの森公園の保全、30by30 を意識した保護地域等の推進、水と緑の連続性の確保などにより、重要な生息生育場所の確保を図ります。

●市の取組

あつぎこどもの森公園の保全

◆樹林地や丘陵地、草地、谷戸など多様な自然環境が整い、市の生物多様性におけるシンボリックな拠点として、あつぎこどもの森公園の保全を進めます。

30by30 目標に向けた保護地域等の拡大

◆国の 30by30 目標を意識し、保護地域や OECM、自然共生サイトなどの登録地域の拡大を推進します。

水と緑の連続性の確保

◆里地里山や河川、緑地などの多様な自然環境の保全を進め、水と緑に連続性を持たせることで生きものの生息生育場所の確保を図ります。

●市民の取組

- ◆あつぎこどもの森公園を自然とのふれあいや環境学習の場として活用します。
- ◆30by30 目標、保護地域、OECM、自然共生サイトについて興味をもちます。
- ◆保全地域などを利用する際は、登山道以外を歩かない、ごみを捨てないなどマナーを守ります。
- ◆敷地内での生け垣づくり、屋上緑化・壁面緑化、緑のカーテンづくりをすることで、緑のネットワーク化に貢献します。

●事業者の取組

- ◆公園などにおける自然保全活動、「環境エコツアー」を開催します。
- ◆30by30 目標の達成に向け、生物多様性の保全につながる所有地を OECM、自然共生サイトに登録し、定期的にモニタリング調査を行います。
- ◆自然の風景地の保護及び生物多様性を適切に確保するため公園図の点検や環境調査をします。
- ◆敷地内での生け垣づくり、屋上緑化・壁面緑化、緑のカーテンづくりをすることで、緑のネットワーク化に貢献します。

生物多様性のために取り組む人づくり

生物多様性の周知・啓発、環境教育等の充実、市民参加型の生き物調査の推進、情報発信の充実、生物多様性の保全に関する活動団体の支援、大学等との連携の促進などにより、生物多様性のために取り組む人を増やします。

●市の取組

生物多様性の周知、啓発	◆生物多様性の認知度を高めるため、フォーラムや環境エコツアーの実施のほか、あつぎ郷土博物館での関連展示などでも普及啓発事業を実施します。
環境教育等の充実	◆関係団体等と協力し環境教育を実施することで、生物多様性への理解を深めてもらうとともに行動のきっかけとなる機会の創出を図ります。
市民参加型の生き物調査の推進	◆スマートフォンなどを活用した生きもの調査など、市民が気軽に楽しみながら参加できる仕組みづくりを進めます。
情報発信の充実	◆市ホームページや広報あつぎ等を活用し、市内にいる生物の情報など、生物多様性に関する情報発信を行い市民への普及啓発を図ります。
生物多様性の保全に関する活動団体の支援	◆生物多様性の保全に関連した活動団体に支援を行い、市域における継続的な保全を図ります。
大学等との連携の促進	◆市内の大学等と連携を進め、生物多様性の保全活動の効果を高めます。また、あつぎこどもの森公園など市域の生物多様性における重要な場所については、研究の場として活用を検討します。

●市民の取組

- ◆「生物多様性あつぎ戦略」に関心を持ち、フォーラム、環境エコツアー、外来種対策等に参加します。
- ◆生物多様性の保全につながる活動に積極的に参加します。
- ◆日頃から家庭内で生物多様性について話をしたり、生物多様性に配慮した製品を購入します。

●事業者の取組

- ◆「生物多様性あつぎ戦略」に関心を持ち、フォーラム、環境エコツアー、外来種対策等の実施に協力します。
- ◆生物多様性の保全につながる活動を積極的に開催・参加します。
- ◆職員に対する生物多様性の教育を行います。
- ◆敷地内の緑地やビオトープなどを生物多様性の教育に活用します。

自然を活用した解決策（NbS）の推進

気候変動適応策の推進、生態系を活用した気候変動適応策（EbA）や防災・減災（Eco-DRR）の推進により、自然を活用した解決策（NbS）を浸透させていきます。

●市の取組

気候変動適応策の推進

◆「厚木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、自然災害、農業、生態系などの各分野で気候変動への適応策を推進します。

生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）の推進

◆森林や水田の保全、都市緑化など、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）の推進を図ります。

●市民の取組

- ◆敷地内での生け垣づくり、屋上緑化・壁面緑化、緑のカーテンづくりをすることで、緑のネットワーク化に貢献します。
- ◆庭に雨水浸透ますを設置し、雨水浸透・雨水貯留を促進します。
- ◆生物多様性が防災・減災や水質の浄化、気候変動対策など、様々な社会課題の解決に貢献しうることについて、理解を深めます。

●事業者の取組

- ◆敷地内での生け垣づくり、屋上緑化・壁面緑化、緑のカーテンづくりをすることで、緑のネットワーク化に貢献します。
- ◆事業所や工場の敷地における緑地や水辺など、多面的機能を有する自然環境を適切に保全・管理し、雨水浸透・雨水貯留を促進します。
- ◆生物多様性が防災・減災や水質の浄化、気候変動対策など、様々な社会課題の解決に貢献しうることについて、理解を深めます。

第5章 推進体制と進行管理

第1節 推進体制

本市は国や県と連携を図りつつ、市内の生物多様性の保全と持続可能な利用のため、本戦略に基づき積極的な取組を行います。

また、行政だけでなく市民一人ひとりが生物多様性に関心を深め、生物多様性に配慮した行動を起こすことが必要です。

市民、事業者、市民団体等がそれぞれに期待される役割を果たしながら、相互に連携するために、関係主体との連携・協働を進めます。

1-1 各主体の役割

■市民の役割

自然環境学習や自然環境保全活動に参加するなど、日頃から生物多様性に関する情報に関心をもつとともに、生物多様性に配慮したライフスタイルの実現を目指します。

■事業者の役割

事業活動の様々な場面において、生物多様性の保全に配慮し、社員ボランティアによる森林や里地里山の保全活動への参加や、社員に対する自然環境教育の実施など、行政や市民団体等との協働によるCSR活動にも取り組みます。

■市民団体等（NPO・大学など研究機関）の役割

生物多様性の保全・再生に関する活動や、生物多様性の現況調査、モニタリング調査、情報の収集・提供等を自ら企画・実施するとともに、市が行う活動・調査等に協力します。

■市の役割

生物多様性の実態の把握に努め、その情報を市民に提供するとともに、市民、事業者、市民団体等のそれぞれの役割を、十分に果たすことができるように支援しながら、相互の連携を促進し、生物多様性の保全活動の輪を広げていきます。

1-2 推進体制

生物多様性の保全と持続可能な利用を目指す本戦略を、より実効性の高いものとするため、市民・事業者・市・市民団体等が連携して生物多様性の保全、再生に向けて取り組む必要があります。そのため、市民・事業者・市民団体・学識経験者等からなる「厚木市環境審議会」を計画推進の中心的な役割を果たす組織とします。

また、生物多様性に関する情報の共有と、その情報を生かした今後の施策の検討を進めていくため、市職員からなる「生物多様性あつぎ戦略庁内推進委員会」を設置します。

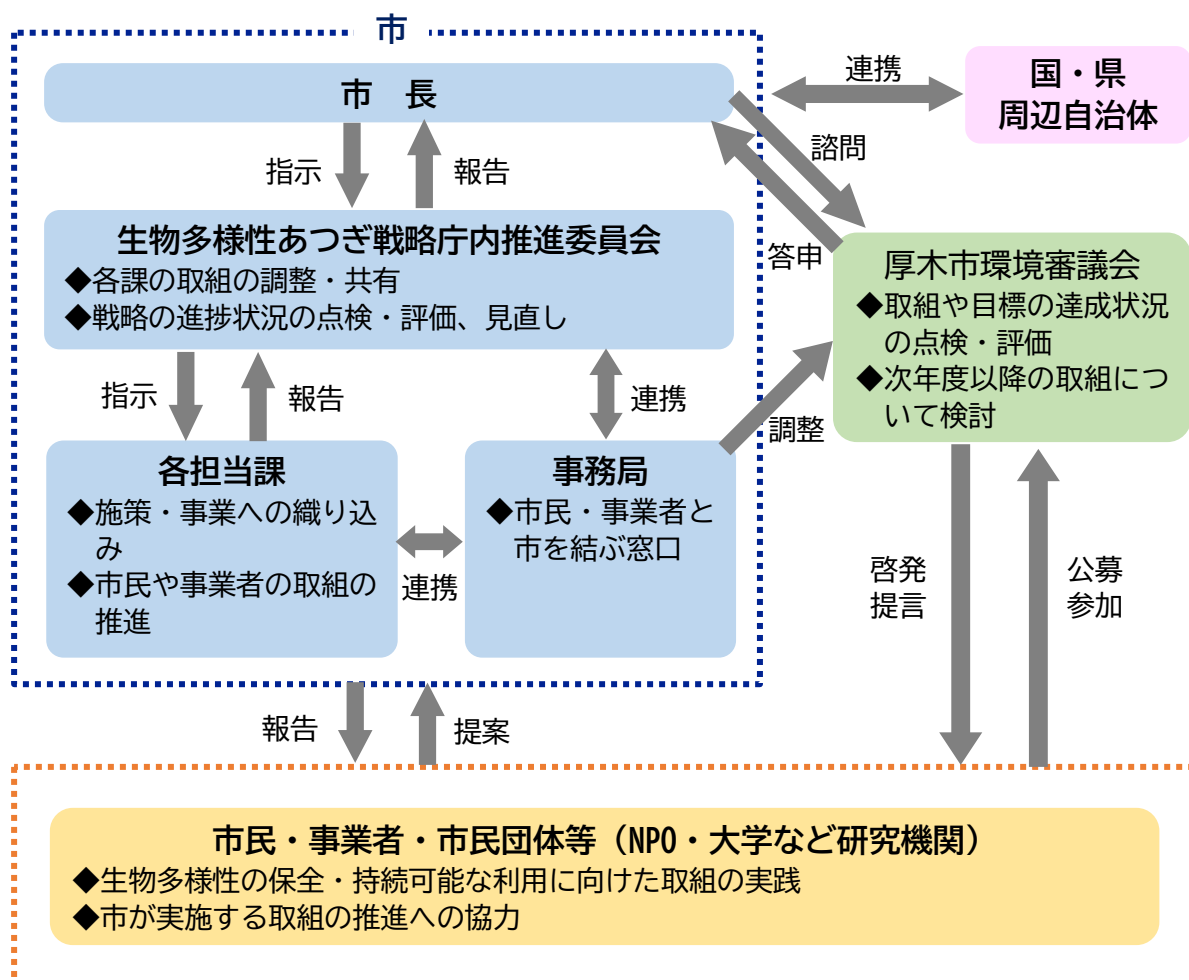
■厚木市環境審議会

厚木市環境審議会は、「厚木市環境基本条例」の第15条に基づいて設置し、市民・事業者・市民団体・学識経験者等から構成します。

本審議会では、本戦略の点検・評価を確認し、取組の見直しを提言します。

■生物多様性あつぎ戦略庁内推進委員会

生物多様性あつぎ戦略庁内推進委員会は、生物多様性の保全、再生に関連する部署の職員から構成し、主な役割として生物多様性に関する情報の共有と、その情報を生かした今後の施策の検討を進めていきます。



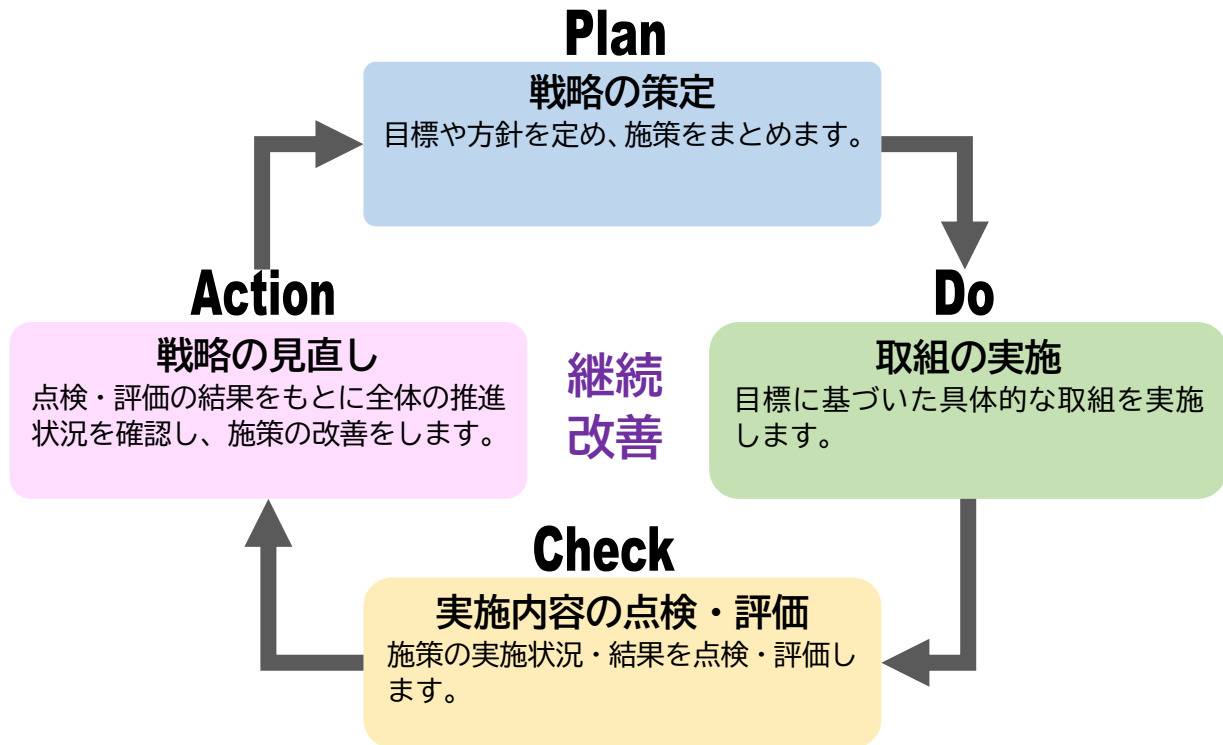
戦略の推進体制

第2節 進行管理

■PDCA サイクルによる進行管理

本戦略は、生物のモニタリング調査結果や、施策の実施状況を定期的に点検・評価していきます。この点検・評価は、市と「生物多様性あつぎ戦略推進委員会」が主体となって行います。

また、本戦略の各種施策の進行状況は「PDCA サイクル」により継続的に改善していくこととします。「Plan（戦略の策定）」→「Do（取組の実施）」→「Check（実施内容の点検・評価）」→「Action（戦略の見直し）」のPDCAを順次繰り返し行うことで、継続的に改善を図っていきます。



資料編

資料 1 戦略の策定経過・委員名簿

資料2 意識調査結果

2022（令和4）年度に実施した「生物多様性に関するアンケート」では、市民、事業者を対象としたアンケート調査を行いました。

◇実施期間：2023（令和5）年1月20日～2月10日

◇対象：市民2,000人（無作為抽出）、事業者300社

◇回答数：市民596件（回答率29.8%）、事業者93件（回答率31.0%）

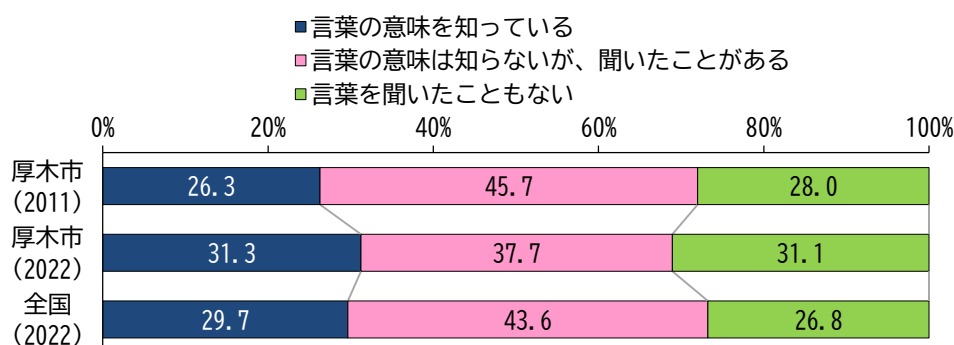
2-1 市民アンケート

■生物多様性の認識

生物多様性という言葉を知っていますか。（○は1つ）

◇生物多様性という言葉について、「言葉の意味を知っている」は、2022（令和4）年度が31.3%であり、2011（平成23）年度よりも増加したが、全体の約3割に留まる。

◇2022（令和4）年度の結果を全国と比較すると、「言葉の意味を知っている」と「言葉を聞いたこともない」は、いずれも厚木市のほうが多い。

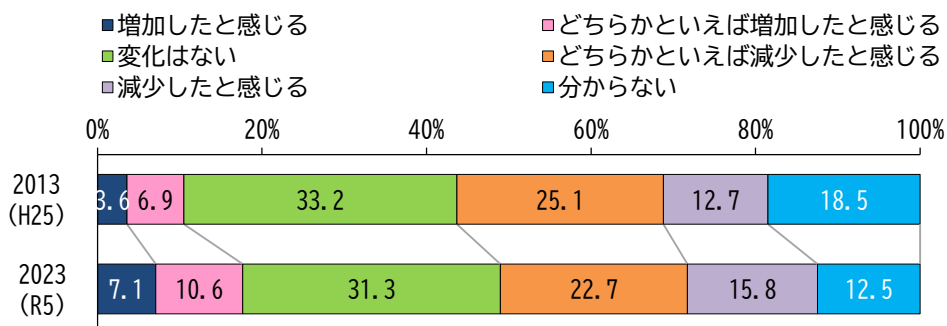


■身近な自然環境の認識

10年前と比べて（10年未満の方はお住まいになった時期と比べて）お住まいの周辺の動植物の種類にどのような変化がありましたか。（○は1つ）

◇身近な自然環境について、2023（令和5）年度は、「どちらかといえば減少したと感じる」と「減少したと感じる」を合わせた「減少」が38.5%であり、「増加したと感じる」と「どちらかといえば増加したと感じる」を合わせた「増加」の17.7%を大きく上回っている。

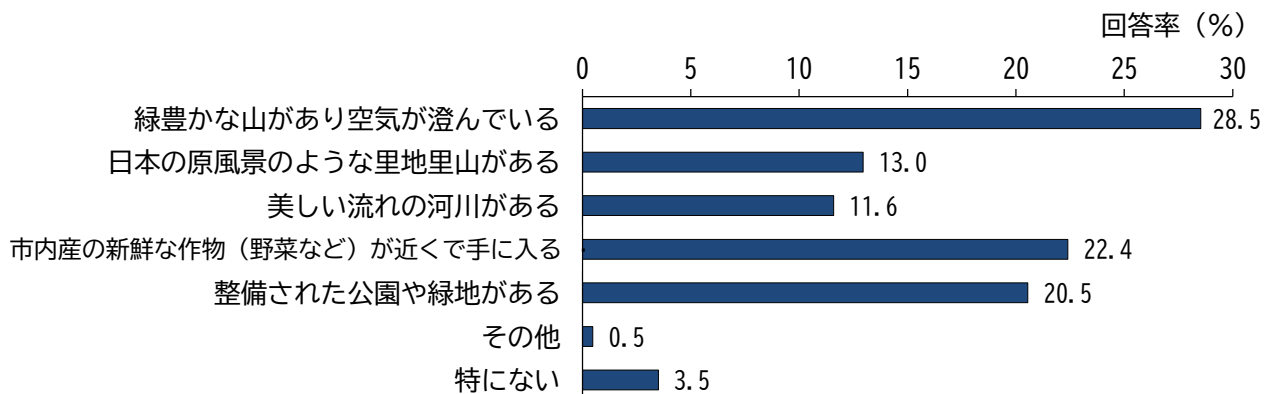
◇2023（令和5）年度の結果を2013（平成25）年度と比較すると、「増加したと感じる」と「どちらかといえば増加したと感じる」は増加している。



■自然環境の実感に関すること

厚木市の自然環境について、住んで良かったと実感することを教えてください。(〇は2つまで)

- ◇ 自然環境の実感については、「緑豊かな山があり空気が澄んでいる」(28.5%)が最も多く、次いで「市内産の新鮮な作物が近くで手に入る」(22.4%)、「整備された公園や緑地がある」(20.5%)が多い。

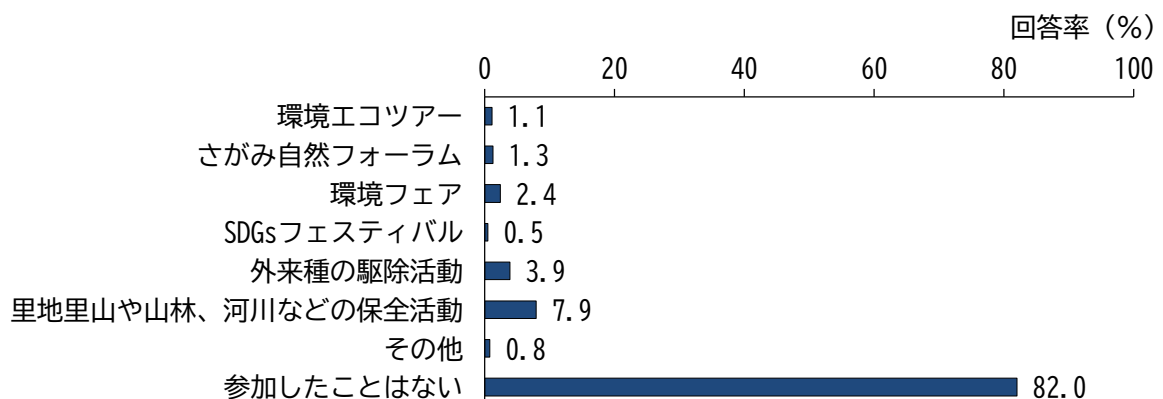


■現在の催し物への参加

あなたが参加したことがある生物多様性に関連するイベントを教えてください。

(〇はいくつでも)

- ◇ 参加したことがある生物多様性に関連するイベントとしては、「参加したことはない」(82.0%)が最も多いが、比較的参加したことがあるのは、「里地里山や山林、河川などの保全活動」(7.9%)、「外来種の駆除活動」(3.9%)などである。

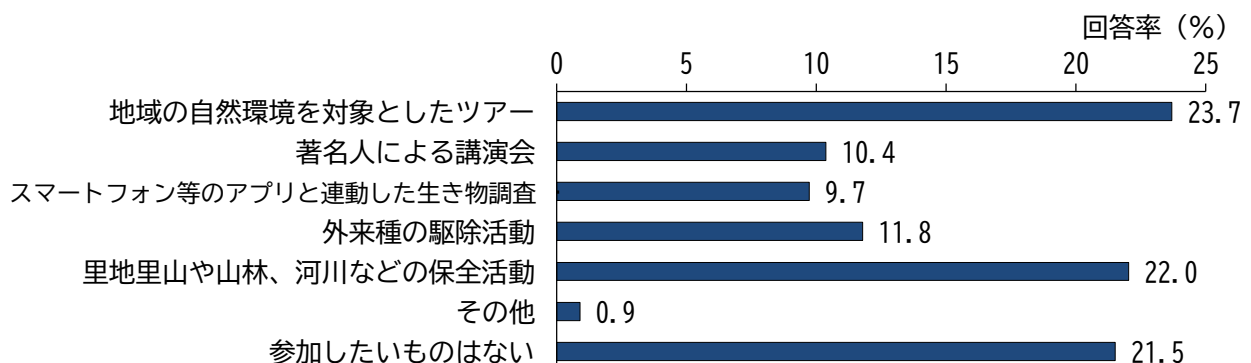


■今後の催し物への参加

今後、あなたが参加してみたい生物多様性に関するイベントを教えてください。

(〇はいくつでも)

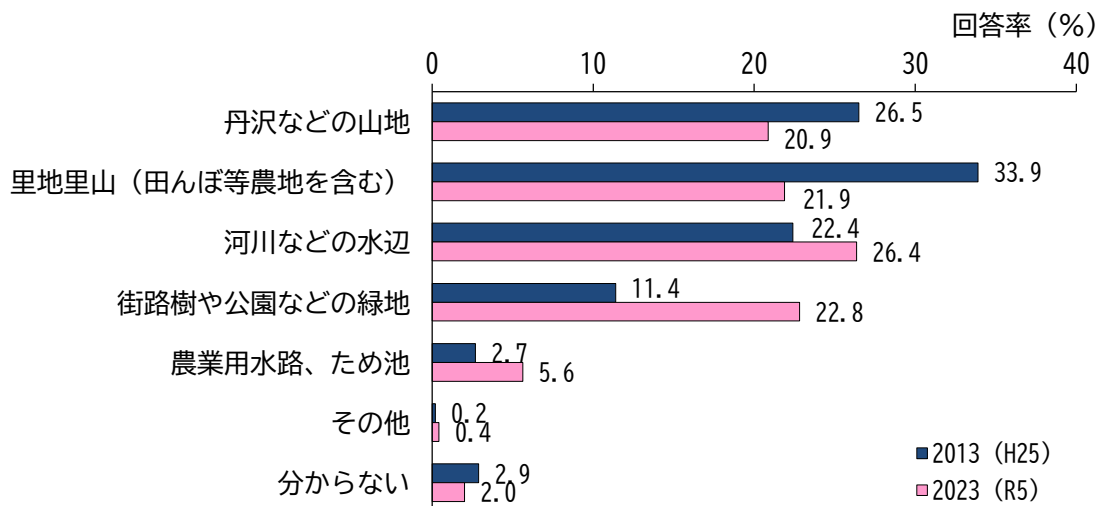
- ◇ 参加してみたい生物多様性に関連するイベントとしては、「地域の自然環境を対象としたツアー」(23.7%)、「里地里山や山林、河川などの保全活動」(22.0%)などが多い。



■保全を優先するエリアの検討

市内の自然環境の中で、特に保全すべきだと思う地域はどこですか。(〇は3つまで)

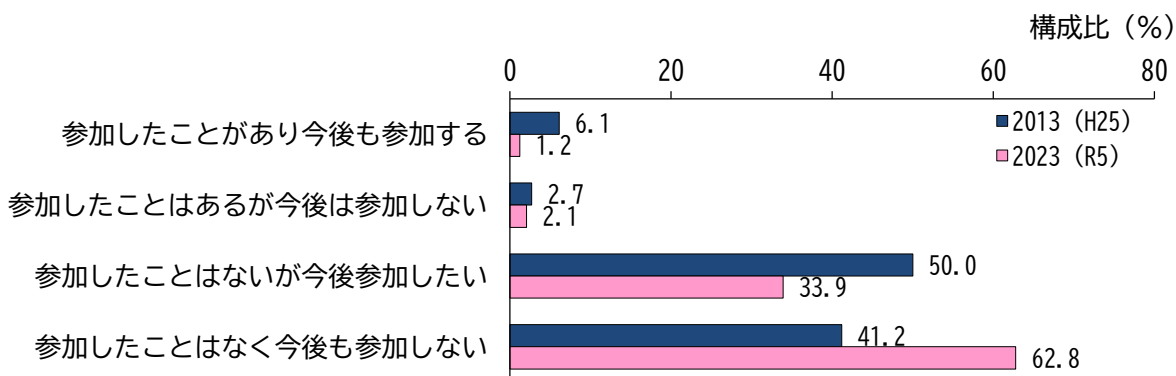
- ◇ 保全すべきだと思う地域としては、「河川などの水辺」(26.4%)が最も多く、次いで「街路樹や公園などの緑地」(22.8%)、「里地里山(田んぼ等農地を含む)」(21.9%)などが多い。
- ◇ 2023(令和5)年度の結果を2013(平成25)年度と比較すると、「街路樹や公園などの緑地」(+11.4ポイント)は増加し、「里地里山(田んぼ等農地を含む)」(-12.0ポイント)は減少した。



■ボランティアによる保全活動

市では里地里山の保全ボランティアを公募し、七沢地区と荻野地区で保全活動を実施しています。当事業の参加について教えてください。(〇は1つ)

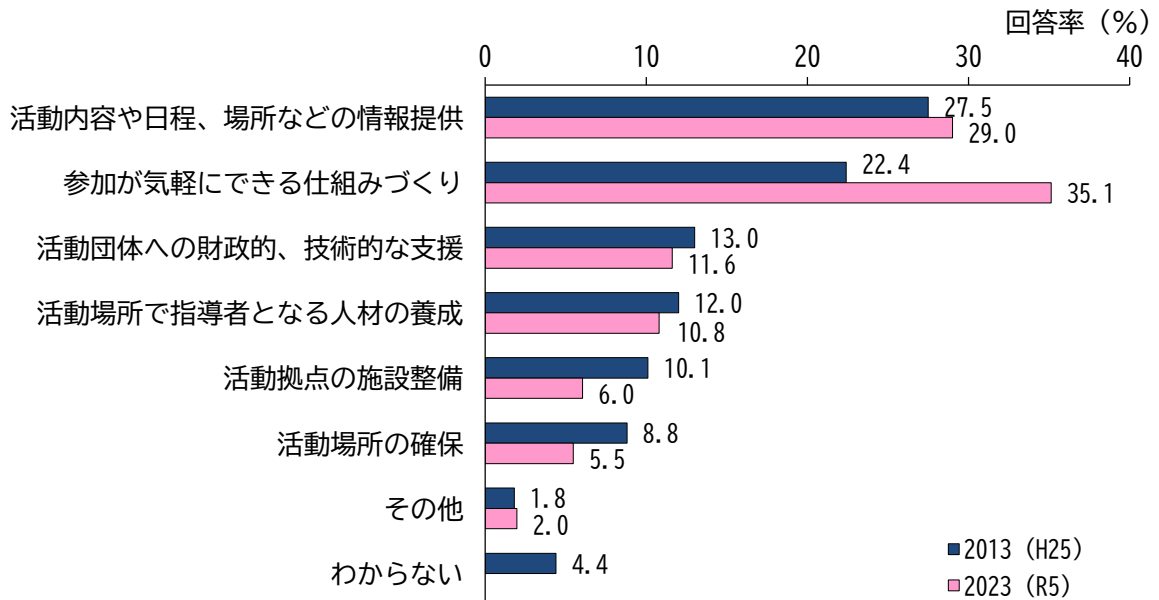
- ◇ 保全活動の参加については、「参加したことはなく今後も参加しない」(62.8%)が最も多く、次いで「参加したことはないが今後参加したい」(33.9%)が多い。
- ◇ 2023(令和5)年度の結果を2013(平成25)年度と比較すると、「参加したことはなく今後も参加しない」(+21.6ポイント)は大きく増加した。



■市の取組のあり方

里地里山などの自然環境の保全活動に、多くの方が参加してもらえるようにするために、市としてどんなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

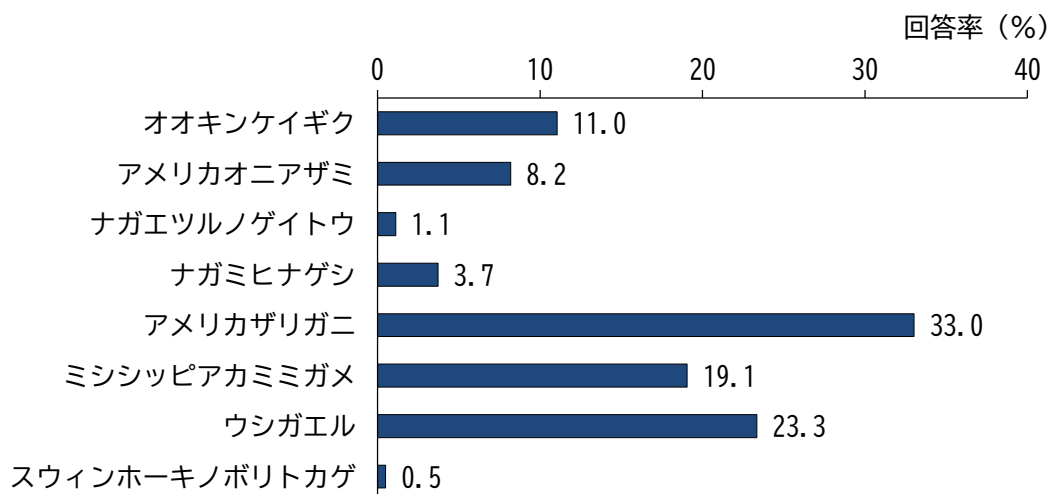
- ◇ 市の取組としては、「参加が気軽にできる仕組みづくり」(35.1%)、「活動内容や日程、場所などの情報提供」(29.0%)が多い。
- ◇ 2023(令和5)年度の結果を2013(平成25)年度と比較すると、「参加が気軽にできる仕組みづくり」(+12.7ポイント)は大きく増加した。



■市内の代表的な外来種

あなたが知っている外来種を教えてください。(〇はいくつでも)

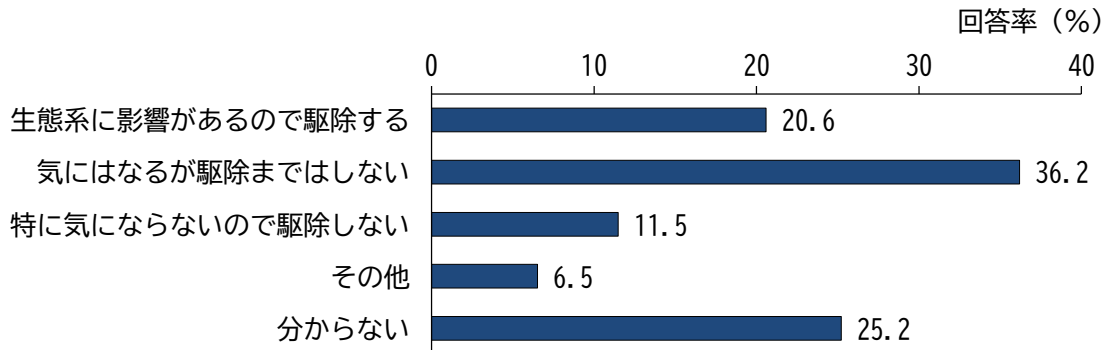
- ◇ 知っている外来種としては、「アメリカザリガニ」(33.0%)が最も多く、次いで「ウシガエル」(23.3%)、「ミシシippアカミミガメ」(19.1%)が多いが、全体的に低い傾向がある。



■外来植物への駆除意識

あなたは、日常生活でオオキンケイギクなど外来植物があった場合に駆除をしますか。
(○は1つ)

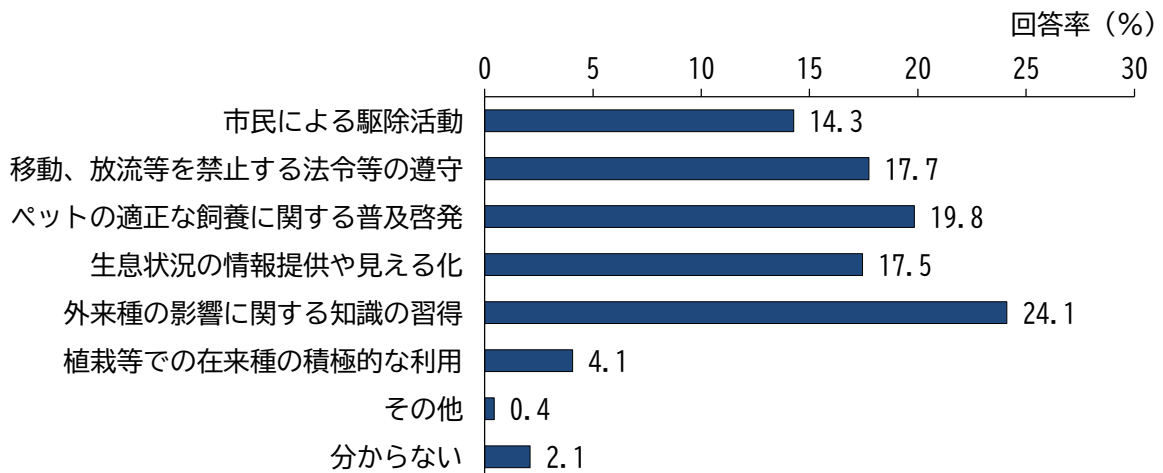
◇ 外来植物への駆除意識としては、「気にはなるが駆除まではしない」(36.2%)が最も多く、次いで「分からない」(25.2%)、「生態系に影響があるので駆除する」(20.6%)が多い。



■外来種への対策

あなたが重要だと思う外来種の対策について教えてください。(○は3つまで)

◇ 外来種の対策については、「外来種の影響に関する知識の習得」(24.1%)が最も多く、次いで「ペットの適正な飼養に関する普及啓発」(19.8%)、「移動、放流等を禁止する法令等の遵守」(17.7%)が多い。

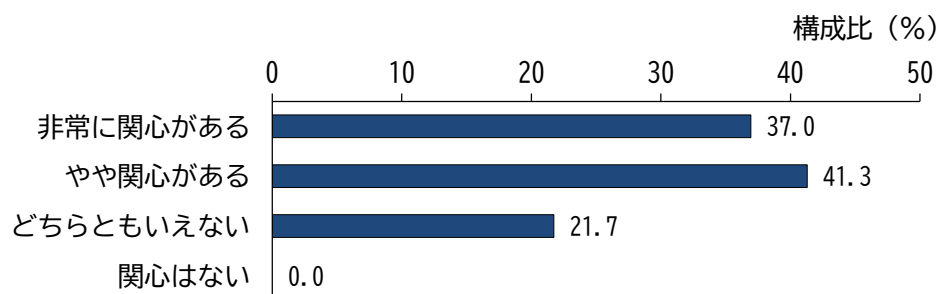


2-2 事業者アンケート

■生物多様性、自然環境の保全（SDGs 目標 14、15）への関心

貴事業所の生物多様性や自然環境の保全への関心度を教えてください。（○は1つ）

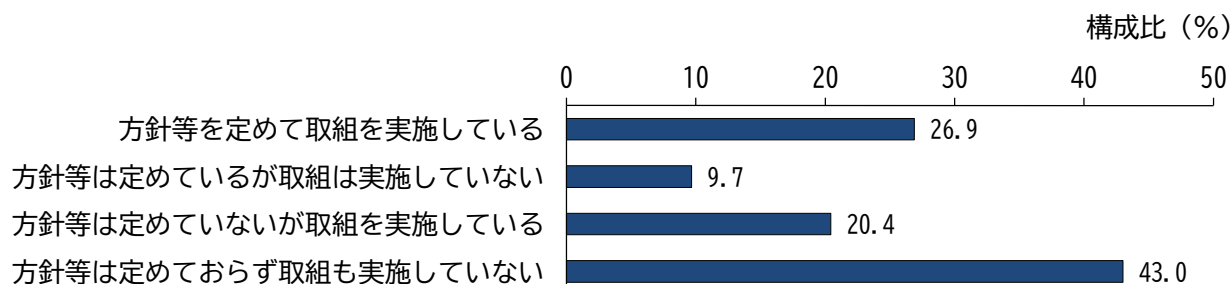
◇ 生物多様性や自然環境の保全への関心については、「やや関心がある」（41.3%）、「非常に関心がある」（37.0%）を合わせて、約78%の事業者が「関心がある」と回答した。



■生物多様性、自然環境の保全（SDGs 目標 14、15）への取組

貴事業所の生物多様性や自然環境の保全の取組状況を教えてください。（○は1つ）

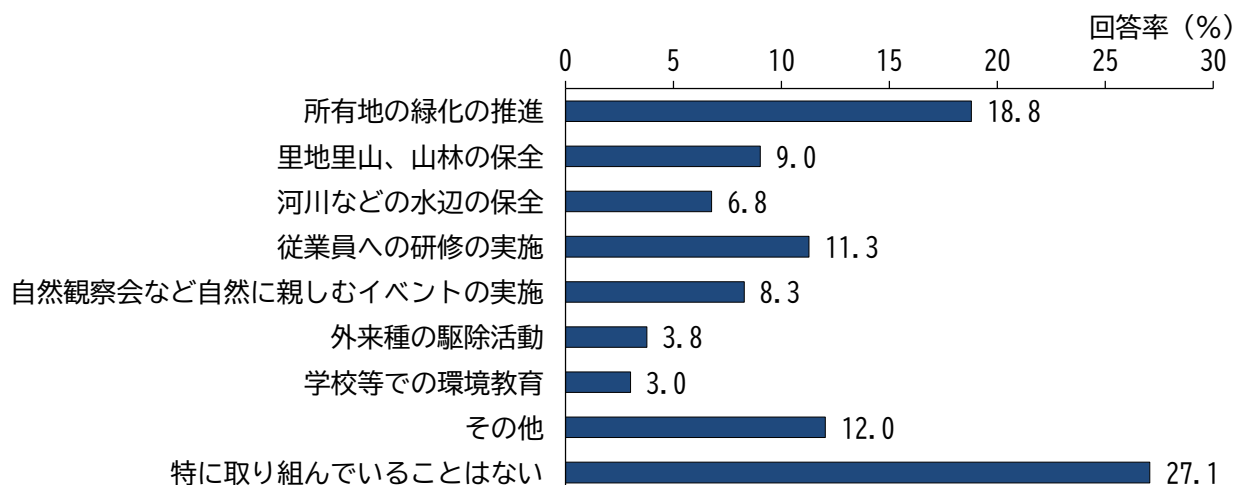
◇ 生物多様性や自然環境の保全への取組については、「方針等は定めておらず取組も実施していない」（43.0%）が最も多い。



■生物多様性、自然環境の保全（SDGs 目標 14、15）への取組

貴事業所で具体的に取組まれていることを教えてください。（○はいくつでも）

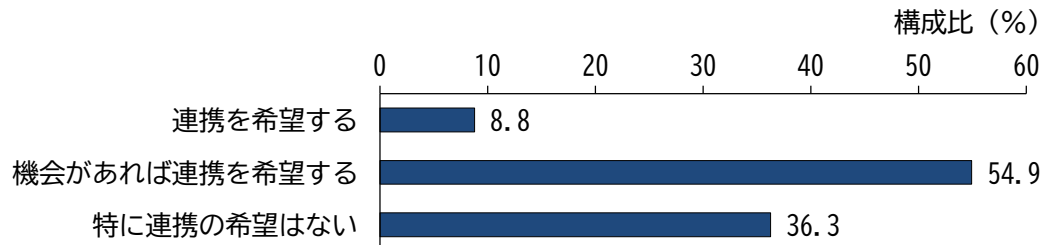
◇ 取り組んでいることとしては、「特に取り組んでいることはない」（27.1%）が最も多く、次いで「所有地の緑化の推進」（18.8%）、「従業員への研修の実施」（11.3%）などが多い。



■市との連携の希望

貴事業所で生物多様性や自然環境の保全に取り組む場合、厚木市との連携を希望しますか。
(○は1つ)

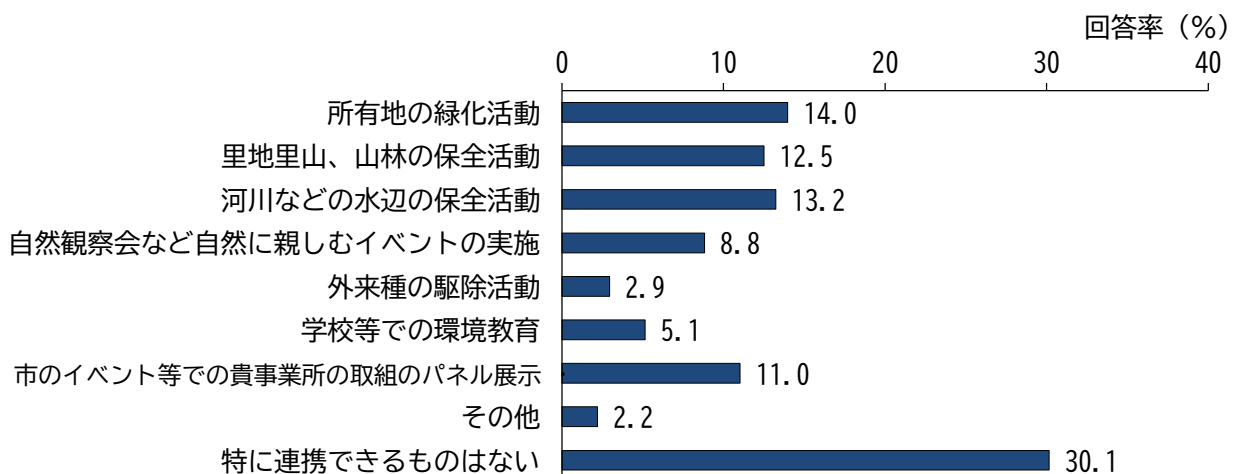
◇ 生物多様性や自然環境の保全の連携については、「機会があれば連携を希望する」(54.9%)が最も多い。



■市との連携が可能な取組

貴事業所で厚木市との連携が可能な取組があれば教えてください。(○はいくつでも)

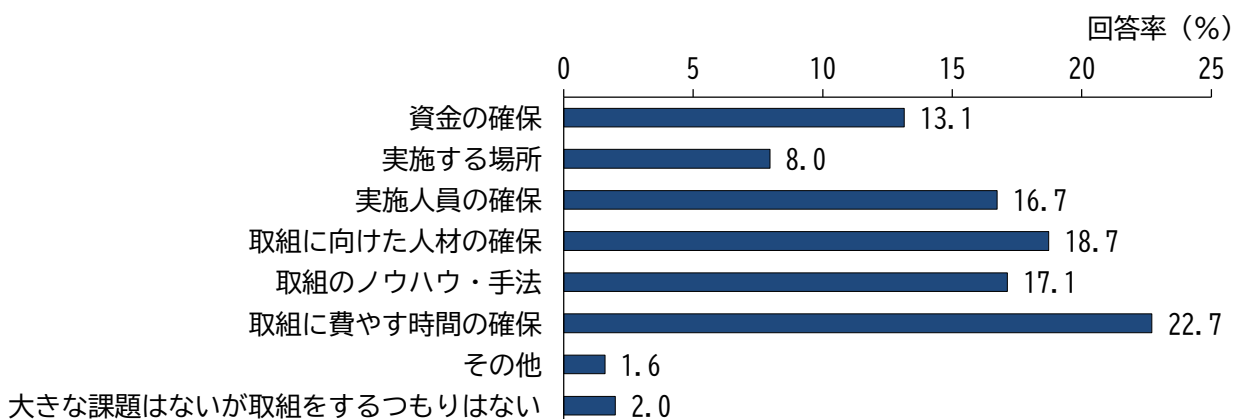
◇ 市との連携が可能な取組としては、「特に連携できるものはない」(30.1%)が最も多く、次いで「所有地の緑化活動」(14.0%)、「河川など水辺の保全活動」(13.2%)などが多い。



■取組に関する課題

貴事業所で生物多様性や自然環境の保全に取り組む際に、課題となる点を教えてください。(○はいくつでも)

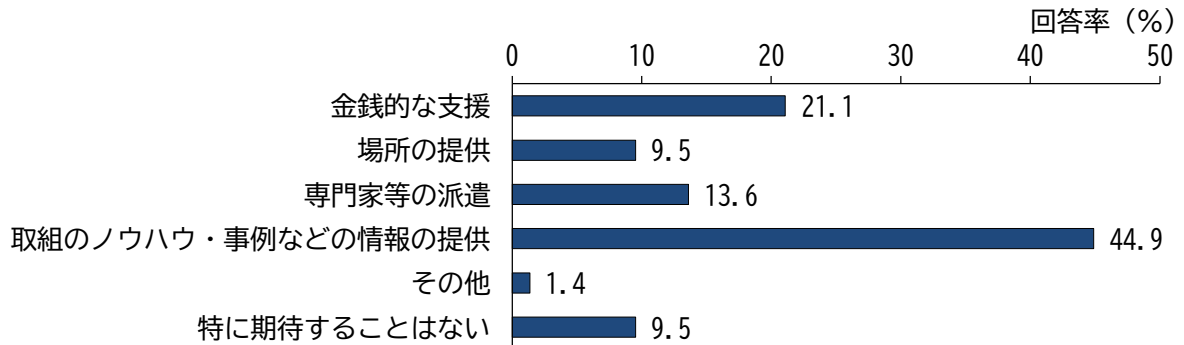
◇ 生物多様性や自然環境の保全に取り組む課題としては、「取組に費やす時間の確保」(22.7%)が最も多く、次いで「取組に向けた人材の確保」(18.7%)、「取組のノウハウ・手法」(17.1%)が多い。



■市に期待すること

貴事業所で生物多様性や自然環境の保全に取り組む際、市に期待することを教えてください。
(〇はいくつでも)

◇市に期待することは、「取組のノウハウ・事例などの情報の提供」(44.9%)が最も多く、次いで「金銭的な支援」(21.1%)、「専門家等の派遣」(13.6%)が多い。



資料3 用語解説